

令和2年 第12回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和2年12月23日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

頁

議案第33号	金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定について (教育総務課)・・・1
議案第34号	金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定について (教育総務課)・・・4
議案第35号	令和3年度 県費負担教職員人事の内申の基本方針(案)について (学校職員課)・・・5
議案第36号	金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問について 【非公開案件】(歴史都市推進課)・・・7
報告第40号	小・中学校特学分校、特別支援教育サポートセンター(仮称)及び芳齋公民館・児童館の整備概要について (教育総務課他)・・・9
報告第41号	「金沢市特別支援教育指針(第2次)」の概要について (学校指導課)・・・12
報告第42号	民法改正に伴う成年年齢引き下げに係る成人式の対象年齢について (生涯学習課)・・・15
報告第43号	「第58回金沢市公民館大会・公民館フェア“楽集”」の開催について (生涯学習課)・・・17

その他

(1) 次回の定例会議の日程について

金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した
行政の推進に関する条例施行規則制定について

令和2年12月23日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
施行規則制定について

制定理由

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定（令和2年12月16日公布、令和3年1月1日施行）に伴い、同条例の施行に関し、必要な事項を定める。

金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
施行規則

金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第 号）の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定(案)の概要

1 制定の趣旨

本市の行政手続きを、インターネットを使ったオンラインによる方法で実施するために必要な事項を定め、情報通信技術の活用によって市民生活の向上に寄与することを目的として、「金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を令和2年度金沢市議会12月定例会に上程しました。

このことに伴い、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を制定し、オンラインによる申請等、処分通知等の実施に必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) オンラインによる申請等(本市への申請など)【条例第3条関連】

- ① オンラインによる申請等の方法(システム)について、告示及び金沢市ホームページにおいて公表するものとします。
- ② 書面で必要とされている署名、押印及び本人確認について、オンラインでの代替措置(マイナンバーカードによる本人認証等)を定めます。
- ③ 申請等をオンラインで行う際の手数料のオンライン納付について、①の方法(クレジットカード決済を予定)により行うこととします。

(2) オンラインによる処分通知等(本市からの通知など)【条例第4条関連】

- ① オンラインによる処分通知等を受けたい場合のみ、オンラインによる処分通知等を行うこととします。
- ② オンラインによる処分通知等の署名、公印及び本人確認について代替措置(電子署名等)を定めます。

(3) 条例の適用除外となる手続【条例第7条関連、※は第3条、第4条関連】

以下に該当する手続き(※)についてはオンライン化しないこととします。

- ① 申請等に係る対面確認や添付書面等の原本確認が必要となる手続
 - ② 処分通知等に係る書面等の備え付けや、携帯、提示が必要となる手続
- ※ 手続の一部が①に該当する場合は、当該部分についてオンライン化せず

(4) 添付書類の省略【条例第8条関連】

提出を省略できる添付書類及びその代替となる措置を国の例によって定めます。

(5) 市長以外の市の機関について【条例第2条関連】

以下の市長以外の市の機関についても、同様の規則等を制定します。

- ・教育委員会 ・選挙管理委員会 ・監査委員 ・農業委員会
- ・公平委員会 ・固定資産評価審査委員会 ・企業局 ・市立病院

3 施行期日

条例の施行の日(令和3年1月1日を予定)

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う
関係規則の整理に関する規則制定について
【別紙資料参照】

令和2年12月23日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和3年度 県費負担教職員人事の内申の基本方針（案）について

令和2年12月23日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和3年度 県費負担教職員人事の内申の基本方針（案）

金沢市教育委員会

児童生徒一人一人の豊かな人間性を育む教育、確かな学力を育む教育、健康や体力を育む教育、ふるさと金沢の個性を生かした教育を推進するとともに、特別支援教育の充実を図り、家庭、地域と連携したひとづくりに取り組むなど、信頼される学校づくりをめざし、本市の教育施策を実現するために、以下の方針に基づき人事異動の内申を行う。

- (1) 明日を切り拓くために大切な「心」と「力」を身につけた児童生徒の育成を図るため、学校の実情を考慮した人事配置に努める。
- (2) 新学習指導要領に対応し、魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の適性に応じた適材適所の人事配置に努める。
- (3) 急激に変化する社会において、教職員が本務に専念するための時間の確保を推進するとともに、学校教育の充実を図るため、学校が組織として機能する人事配置に努める。
- (4) 教職員が多様な経験ができるよう、校種間、教育行政との人事交流の促進に努める。

金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問について
【非公開案件】

令和2年12月23日 提出

金沢市文化スポーツ局
局長 山森 健直

小・中学校特学分校、特別支援教育サポートセンター（仮称）
及び芳齋公民館・児童館の整備概要について

令和2年12月23日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

小・中学校特学分校、特別支援教育サポートセンター（仮称） 及び芳齋公民館・児童館の整備概要について

中央小学校芳齋分校の改築と小將町中学校特学分校の移転に併せ、教育プラザの機能の一部として特別支援教育サポートセンター（仮称）を設置するとともに、芳齋公民館、芳齋児童館を一体的に整備する。

1 整備にあたっての基本方針

- ・ 各施設の一体的整備や特学分校のプールを屋上に配置することで、敷地を有効に活用する。
- ・ 周辺の住環境に支障のないよう、建物の高さや配置等に十分に配慮するとともに、敷地内通路を設け交通の利便性を図る。
- ・ それぞれの施設が過度に干渉することがないように施設区分を明確にしながらも、連携して活動できるゾーニングとする。
- ・ ふんだんに木材を使用し、木の質感を感じられる快適な環境を整備する。

2 各施設の機能

（1）小・中学校特学分校

- ・ 児童生徒一人ひとりの障害等の状況に対応し、専門性の高い支援を実施するとともに、多様な学びの場の1つとして、集団での学び合いによる社会性の育成を図る。
- ・ 小・中学校併設による連続性のある長期的な視野での一貫した教育を行う。

（2）特別支援教育サポートセンター（仮称）

- ・ 小学校から中学校まで切れ目ない特別支援教育の効果を高めるため、同施設内に整備される小・中学校特学分校との連携を強化し、在籍する児童生徒への専門的できめ細やかなサポートを行う。
- ・ 市内小・中学校の特別な支援を必要とする児童生徒への支援方法を研究し、教職員への専門的で実践的な研修を実施するほか、保護者が必要とする情報提供を行う。
- ・ 就学に向けた幼児発達相談、発達障害のある児童生徒への支援、不登校児童生徒の社会的自立に向けた対応などの支援体制を強化する。

（3）芳齋公民館・児童館

- ・ 地域コミュニティや防災の拠点としての機能性を強化し、生涯を通じた学びの支援と子どもの健康増進、健全育成を図る。

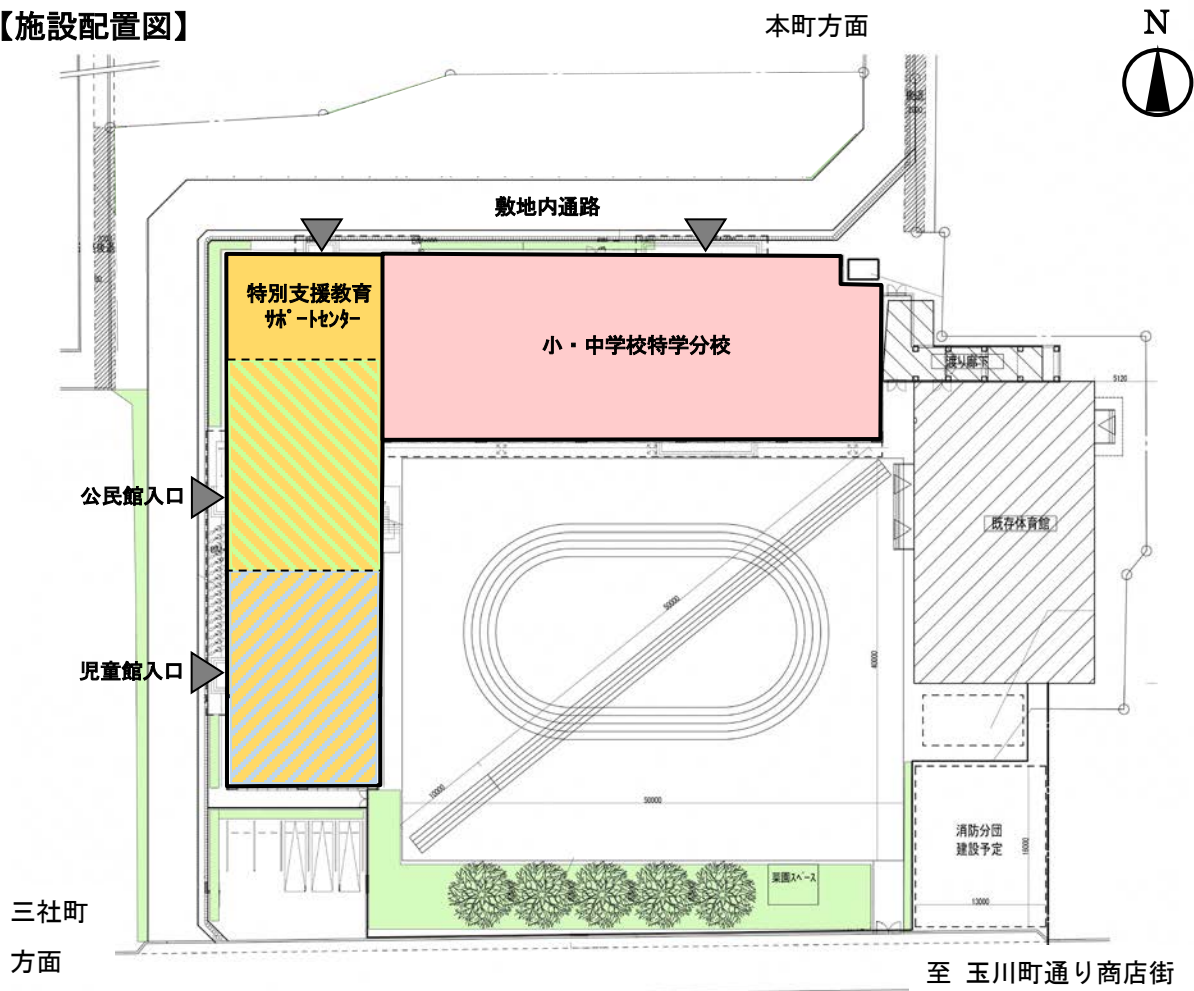
3 施設の概要

- (1) 設置場所 金沢市芳齋2丁目地内（中央小学校芳齋分校敷地内）
- (2) 敷地面積 約8,000㎡
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造4階建
- (4) 延床面積
- | | | | |
|-----------|---|--------|------------|
| 小・中学校特学分校 | 約 | 4,340㎡ | |
| サポートセンター | 約 | 710㎡ | |
| 芳齋公民館 | 約 | 340㎡ | |
| 芳齋児童館 | 約 | 340㎡ | 合計 約5,730㎡ |

4 今後の予定

- (1) 実施設計等 令和2～3年度
- (2) 現校舎解体工事 令和3年度
- (3) 建設工事 令和3～5年度

【施設配置図】



【階層別配置イメージ】



「金沢市特別支援教育指針（第2次）」の概要について

令和2年12月23日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

「金沢市特別支援教育指針（第2次）」の概要について

1 目的

本市の学校における特別支援教育をとりまく状況の変化を踏まえ、より時代に即した内容となるよう「金沢市特別支援教育指針」（H21.3策定）を改定し、本市特別支援教育の更なる充実を図る。

2 これまでの経過

- ・令和元年10月8日 第1回 特別支援教育指針検討委員会
現指針の説明、法改正の経緯や本市の現状報告
- ・令和2年2月27日 第2回 特別支援教育指針検討委員会
指針の具現化に向けた各事業の評価と課題の整理
- ・令和2年7月30日 第3回 特別支援教育指針検討委員会
改定骨子（案）の協議
- ・令和2年8月3日～9月4日
パブリックコメント
- ・令和2年10月1日 第4回 特別支援教育指針検討委員会
「金沢市特別支援教育指針」改定版（案）の協議

※パブリックコメントでの主な意見

- ・「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの重要性等」について指針に反映することを求めます。
- ・特別支援教育にかかわる教員だけではなく、通常学級を担任している教員、学校の教育現場にいる職員全般に、「教職員の専門性の向上」を図ることを求めます。
- ・「共に学ぶ学校環境の整備」では、連続性のある「多様な学びの場」の整備について具体的に明記することを求めます。

3 基本理念・基本方針

○基本理念

すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな学校教育を行っていく。

○基本方針

- (1) 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談の充実
- (2) 学校における特別支援教育の体制の充実
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実
- (4) 教職員の専門性の向上
- (5) 金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等の充実
- (6) 特別支援教育の啓発と関係団体との協力・協働
- (7) 共に学ぶ学校環境の整備

4 基本方針についての主な内容

- (1) 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談の充実
 - ・幼児期から中学校卒業後も見据えた、連続性のある相談・支援体制の整備
 - ・インクルーシブ教育システムの視点を踏まえた教育相談・就学相談の推進 等
- (2) 学校における特別支援教育の体制の充実
 - ・特別支援教育コーディネーターや校内委員会等、校内支援体制の充実
 - ・「個別の教育支援計画」等の作成及び効果的な活用
 - ・一貫した教育的支援を行うための関係機関等との連携 等
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実
 - ・特別支援教育の視点を生かした学級経営・授業づくり
 - ・進級及び進学時における教育相談・就学相談・引き継ぎの充実
 - ・ICT機器の活用による効果的な学びの研究と促進 等
- (4) 教職員の専門性の向上
 - ・教職員の特別支援教育に関する専門性向上のための研修の充実
 - ・特別支援教育実践拠点校の先進的な実践研究及び成果等の普及・啓発 等
- (5) 金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等の充実
 - ・特別支援教育にかかわる相談や研修の充実
 - ・特別支援教育サポートセンター（仮称）の設置と機能の充実
 - ・特別支援教育に関する情報ネットワークの充実 等
- (6) 特別支援教育の啓発と関係団体との協力・協働
 - ・共生社会の実現に向けた意識醸成の取組
 - ・特別支援教育の現状について保護者や地域に向けての情報発信
 - ・特別支援教育推進に向けての関係団体との協力・協働 等
- (7) 共に学ぶ学校環境の整備
 - ・障害の状態に応じた教育のための基礎的環境整備の充実
 - ・連続性のある「多様な学びの場」における指導の充実
 - ・医療的ケアのための学校看護師の派遣 等

5 今後の予定

- ・定例市教委・校長会議にて周知（令和3年1月）
- ・改定版冊子及び概要版リーフレットの配布（令和3年3月予定）
- ・市ホームページでの公開（令和3年3月予定）

民法改正に伴う成年年齢引き下げに係る成人式の対象年齢について

令和2年12月23日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

民法改正に伴う成年年齢引き下げに係る成人式の対象年齢について

1 概要

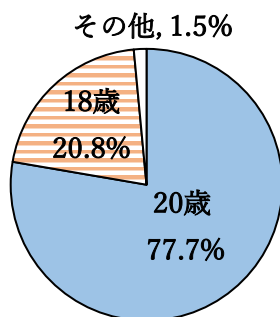
平成 30 年 6 月の民法改正により、令和 4 年 4 月より成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴う成人式の対象年齢については、令和 4 年度以降も従来どおり「当該年度中に 20 歳を迎える者」とする。

※名称については、仮に「二十歳（はたち）の集い」とし、令和 4 年度の実施までに検討する。

2 理由

- ・対象年齢を 18 歳とした場合、対象者の多くが大学受験や就職を控えており、時間的・精神的・経済的余裕がない。
- ・地域を離れた人が式典のために帰省することで、Uターン就職のモチベーションが生まれ、地域の活性化につながる。
- ・国民年金保険法における被保険者資格など、個別の法律の中で、20 歳を年齢要件とするものがある。
- ・本市の 16 歳を対象に行ったアンケート結果及び式典を実施している各地区公民館からも対象年齢を 20 歳としたいとの要望があった。

成人式対象年齢の希望



[本市の 16 歳を対象としたアンケート]

実施期間：令和 2 年 8 月 3 日～28 日

実施方法：市HP及び関係団体へのアンケート

回答者数：1,512 名

3 18 歳成年の啓発

今年度改定する「金沢市生涯学習振興基本計画」の中で「シチズンシップ教育の推進」を重点施策に位置付ける。

※「シチズンシップ教育」

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるための、社会形成・社会参加に関する教育。

「第 58 回金沢市公民館大会・公民館フェア“楽集”」の開催について

令和 2 年 1 2 月 2 3 日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

「第 58 回金沢市公民館大会・公民館フェア“楽集”」の開催について

今年度の公民館大会・公民館フェア“楽集”は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び公民館におけるインターネット学習の推進の観点から、オンライン形式で開催する。

1 概要

- (1) 主催 金沢市公民館フェア実行委員会
金沢市教育委員会、金沢市公民館連合会
- (2) 開催日時 令和3年2月21日(日)
- (3) 実施方法 ホームページ公開、YouTube 配信
- (4) 公開期間 令和3年2月21日(日)～3月31日(水)
(事前公開 令和3年1月22日(金))

2 内容

(1) 金沢市公民館大会

- ①簡易形式による式典、公民館優良役職員・永年勤続職員等表彰式

[公開時間] 午前9時30分～10時15分

会場：中央公民館彦三館

YouTube ライブ中継し、ホームページで視聴

(2) 創作作品展

- ①地区公民館及び中央公民館自主グループの作品画像発表

- ②創作作品づくりに取り組む公民館利用者の動画放映

[公開時間] 午前8時30分

(3) コーラスフェスティバル

- ①地区公民館及び中央公民館合唱グループのコーラス動画放映、YouTube 配信

[公開時間] 午前11時

- ②オンライン会議ツール「Zoom」を活用した市民参加型コーラスイベントの実施

[公開時間] 午後1時

(4) 金沢市公民館魅力PR動画の公開

- ①市公民館連合会創立70周年を記念し、公民館で取り込まれる活動、学習、交流の様子を収めた動画を公開

[公開時間] 午前8時30分



ホームページイメージ

資 料
議案第 34 号

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う
関係規則の整理に関する規則制定について

令和2年12月23日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定について

制定理由

押印の見直しに伴い、関係規則を整理する。

制定内容

次の要綱の押印欄を整理する。

- ・ 金沢市公民館運営規則（昭和29年教育委員会規則第2号）
- ・ 金沢市中央公民館使用料条例施行規則（昭和38年教育委員会規則第1号）
- ・ 金沢市中央公民館規則（昭和45年教育委員会規則第3号）
- ・ 金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）
- ・ 金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）
- ・ 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第8号）。
- ・ 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第1号）
- ・ 金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）
- ・ 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）
- ・ 金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則（令和元年教育委員会規則第1号）

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市公民館運営規則の一部改正)

第1条 金沢市公民館運営規則(昭和29年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(金沢市中央公民館使用料条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市中央公民館使用料条例施行規則(昭和38年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」及び「(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)」を削る。

(金沢市中央公民館規則の一部改正)

第3条 金沢市中央公民館規則(昭和45年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正)

第4条 金沢市立小学校、中学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正)

第5条 金沢市立工業高等学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。

(金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則(昭和51年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(昭和52年教育委員会規則第1

号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正)

第8条 金沢市教育プラザ条例施行規則(平成15年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」及び「(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)」を削る。

(金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正)

第9条 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則(平成28年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」及び「
〔申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。〕」を削る。

(金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則の一部改正)

第10条 金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則(令和元年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」及び「
〔申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。〕」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（ 改 正 案 ）

別記様式(第8条関係)

金沢市地区公民館指定管理者指定申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地
団体名
代表者氏名

—

次の地区公民館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

指定を受けようとする地区公民館の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 地区公民館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

（ 現 行 ）

別記様式(第8条関係)

金沢市地区公民館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名



次の地区公民館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

指定を受けようとする地区公民館の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 地区公民館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

（ 改 正 案 ）

第3号様式(第3条関係)

金沢市中央公民館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)金沢市長

申請者 住 所
 団体名
 氏 名

金沢市中央公民館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称		内容
使 用 の 日 時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
使 用 す る 施 設		
使 用 料 の 額	円	
減 免 申 請 額	円	
減 免 申 請 の 理 由		

（ 現 行 ）

第3号様式(第3条関係)

金沢市中央公民館使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

申請者 住 所
 団体名
 氏 名



（申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

金沢市中央公民館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称		内容
使 用 の 日 時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分	
使 用 す る 施 設		
使 用 料 の 額		円
減 免 申 請 額		円
減 免 申 請 の 理 由		

（ 改 正 案 ）

別記様式(第6条関係)

松声庵指定管理者指定申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

—

松声庵の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 松声庵の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

（ 現 行 ）

別記様式(第6条関係)

松声庵指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名



松声庵の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 松声庵の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

（ 改 正 案 ）

様式第 2 号(第 34 条関係)

承	認	申	請	書	
			年	月	日
金沢市教育長様					
申請者					
学校名					
職 種					
氏 名					
職務以外に次のとおり従事したいので、承認くださ るよう申請いたします。					
記					
1 兼ねようとする職又は従事しようとする事業所 (これに準ずるものを含む。)名称					
2 所在地					
3 勤務態様(期間及び時間)					
4 報酬額					

（ 現 行 ）

様式第 2 号(第 34 条関係)

承 認 申 請 書 年 月 日
金沢市教育長様
申 請 者
学校名
職 種
氏 名
印
職務以外に次のとおり従事したいので、承認くださ るよう申請いたします。
記
1 兼ねようとする職又は従事しようとする事業所 (これに準ずるものを含む。)名称
2 所在地
3 勤務態様(期間及び時間)
4 報酬額

（ 改 正 案 ）

様式第3号（第36条関係）

承 認 申 請 書

年 月 日

金沢市教育長様

申請者

学 校 名

職 種

氏 名

—

職務以外に次のとおり従事したいので承認くださるよう申請いたします。

記

- 1 兼ねようとする職又は従事しようとする事務所(これに準ずるものを含む)名称
- 2 所在地
- 3 勤務態様(期間及び時間)
- 4 報酬額

（ 現 行 ）

様式第3号（第36条関係）

承 認 申 請 書

年 月 日

金沢市教育長様

申請者

学 校 名

職 種

氏 名



職務以外に次のとおり従事したいので承認くださるよう申請いたします。

記

- 1 兼ねようとする職又は従事しようとする事務所(これに準ずるものを含む)名称
- 2 所在地
- 3 勤務態様(期間及び時間)
- 4 報酬額

(改 正 案)

様式第1号(第6条関係)

通学費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
 (保護者) 氏名 _____

年度第 期分の通学費の補助金の交付について、次のとおり申請します。

町 名	通学距離	交通手段	左記の交通手段による通学区間	第 期通学費実支出額	第 期補助金	出席日数				学 年	児童又は生徒の氏名
						月	月	月	月		

上記の記載事項に相違ありません。

金沢市立

学校長



(現 行)

様式第1号(第6条関係)

通学費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
 (保護者) 氏名



年度第 期分の通学費の補助金の交付について、次のとおり申請します。

町 名	通学距離	交通手段	左記の交通手段による通学区間	第 期通学費実支出額	第 期補助金	出席日数				学 年	児童又は生徒の氏名
						月	月	月	月		

上記の記載事項に相違ありません。

金沢市立

学校長



（ 改 正 案 ）

様式第 1 号(第 2 条関係)

現 状 変 更 行 為 の 許 可 申 請 書		年 月 日											
(宛先)	金沢市長 金沢市教育委員会	申請者 住所 氏名 (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)											
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第 4 条第 1 項の規定により、現状変更行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。													
変更するものの所在地													
変更行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで												
工事責任者の住所及び氏名													
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 更 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替 更		申請部分	既存部分	合 計	構 造	造 階建				
				種類及び用途							屋根仕上材		
				敷地面積						m ²			
				建築面積				m ²	m ²	m ²		外壁仕上材	
				延べ面積				m ²	m ²	m ²			
				建ぺい率				/100	/100	/100		色 彩	屋根
				建築物の高さ				m	m	m			外壁
	建築物 以外 の 工作物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 更 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替 更	種類及び用途					構 造				
				規 高 さ					色 彩				
				模 延 長 幅 面 積					そ の 他				
	宅地造成その他 土地形質の変更 土石類の採取 水面の埋立て 木竹の伐採	行為の目的							採取の方法				
		規模・その他							跡地の 処理方法				
		伐採理由							伐採数量				

備考 この申請書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

（ 現 行 ）

様式第 1 号(第 2 条関係)

現 状 変 更 行 為 の 許 可 申 請 書		年 月 日							
(あて先)	金沢市長 金沢市教育委員会	申請者 住所 氏名 ㊟ (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)							
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第 4 条第 1 項の規定により、現状変更行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。									
変更するものの所在地									
変更行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで								
工事責任者の住所及び氏名									
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 更 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替 更		申請部分	既存部分	合 計	構 造	造 階建
				種類及び用途				屋根仕上材	
				敷地面積			m ²		
				建築面積	m ²	m ²	m ²	外壁仕上材	
				延べ面積	m ²	m ²	m ²		
				建ぺい率	/100	/100	/100	色 彩	屋根
	建築物の高さ	m	m	m	外壁				
	建築物 以外 の 工作物	新 増 改 移 除 修 繕 模 様 替 更 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替 更	種類及び用途			構 造		
				規 模	高 さ			色 彩	
					延 長 幅 面 積			そ の 他	
	宅地造成その他 土地形質の変更 土石類の採取 水面の埋立て 木竹の伐採	行為の目的				採取の方法			
		規模・その他				跡地 の 処 理 方 法			
		伐採理由				伐採数量			

備考 この申請書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

（ 改 正 案 ）

様式第 2 号(第 4 条関係)

<p>現状変更行為完了届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 金沢市長 金沢教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住所 申請人 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名) 電話番号</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※受付欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table>	※受付欄	年 月 日	第 号
※受付欄				
年 月 日				
第 号				
<p>金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条の規定により届出します。</p>				
1 工事完了年月日	年 月 日			
2 許 可 番 号				
3 許 可 年 月 日				
4 変更するものの 所 在 地				
5 工 事 責 任 者 住 所 氏 名				
7 備 考				
<p>〔注意〕 ※印のある欄は記入しないでください。</p>				

（ 現 行 ）

様式第 2 号(第 4 条関係)

<p>現状変更行為完了届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(<u>あて先</u>) 金沢市長 金沢教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住所 申請人 氏名 (印) (法人にあつては名称及び代表者氏名) 電話番号</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※受付欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table>	※受付欄	年 月 日	第 号
※受付欄				
年 月 日				
第 号				
<p>金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条の規定により届出します。</p>				
1 工事完了年月日	年 月 日			
2 許 可 番 号				
3 許 可 年 月 日				
4 変更するものの 所 在 地				
5 工 事 責 任 者 住 所 氏 名				
7 備 考				

[注意] ※印のある欄は記入しないでください。

（ 改 正 案 ）

様式第 3 号(第 6 条関係)

現 状 変 更 行 為 に 係 る 協 議 申 出 書									
年 月 日									
(宛先) 金沢市長 金沢市教育委員会									
申出者 住所 氏名 (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)									
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第 6 条の規定により、現状変更行為の協議を申し出ます。									
変更するものの所在地									
変更行為の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで							
工事責任者の住所及び氏名									
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 模 様 替 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替 色 彩 の 変 更		申請部分	既存部分	合 計	構 造	造 階建
				種類及び用途				屋根仕上材	
				敷地面積			m ²	外壁仕上材	
				建築面積	m ²	m ²	m ²		
				延べ面積	m ²	m ²	m ²		
				建ぺい率	/100	/100	/100	色 彩	屋根
				建築物の高さ	m	m	m		外壁
	建築物 以外の 工作物	新 増 改 移 除 修 模 様 替 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替 色 彩 の 変 更	種類及び用途			構 造		
				規 模	高 さ		色 彩		
					延 長 幅 面 積		そ の 他		
宅地造成その他 土地形質の変更 土石類の採取 水面の埋立て 木竹の伐採	行為の目的				採取の方法				
	規模・その他				跡地の 処理方法				
	伐採理由				伐採数量				

備考 この協議申出書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

（ 現 行 ）

様式第 3 号(第 6 条関係)

現 状 変 更 行 為 に 係 る 協 議 申 出 書									
年 月 日									
(あて先) 金沢市長 金沢市教育委員会									
申出者 住所 氏名 ㊟ (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)									
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第 6 条の規定により、現状変更行為の協議を申し出ます。									
変更するものの所在地									
変更行為の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで							
工事責任者の住所及び氏名									
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 模 様 替 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替		申請部分	既存部分	合 計	構 造	造 階建
				種類及び用途				屋根仕上材	
				敷地面積			m ²		
				建築面積	m ²	m ²	m ²	外壁仕上材	
				延べ面積	m ²	m ²	m ²		
				建ぺい率	/100	/100	/100	色 彩	屋根
				建築物の高さ	m	m	m		外壁
	建築物 以外 の 工 作 物	新 増 改 移 除 修 模 様 替 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替	種類及び用途				構 造	
				規 模	高 さ			色 彩	
					延 長 幅 面 積			そ の 他	
宅地造成その他		行為の目的				採取の方法			
土地形質の変更		規模・その他				跡地の 処理方法			
土石類の採取		伐採理由				伐採数量			
水面の埋立て									
木竹の伐採									

備考 この協議申出書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

（ 改 正 案 ）

様式第 4 号(第 7 条関係)

現 状 変 更 行 為 に 係 る 通 知 書						年 月 日					
(宛先) 金沢市長 金沢市教育委員会		通知者 住所 氏名 (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)									
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第 7 条第 1 項の規定により、現状変更行為の通知をします。											
変更するものの所在地											
変更行為の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで									
工事責任者の住所及び氏名											
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 模 様 替 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替		申請部分	既存部分	合 計	構 造	造 階建		
				種類及び用途				屋根仕上材			
				敷地面積			m ²	外壁仕上材			
				建築面積	m ²	m ²	m ²				
				延べ面積	m ²	m ²	m ²				
				建ぺい率	/100	/100	/100	色 彩	屋根		
	建築物の高さ	m	m	m		外壁					
	建築物 以外の 工作物	新 増 改 移 除 修 模 様 替 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替	種類及び用途		構 造					
				規 模	高 さ			色 彩			
					延 長 幅 積 面 積			そ の 他			
宅地造成その他		行為の目的				採取の方法					
土地形質の変更		規模・その他				跡地の 処理方法					
土石類の採取											
水面の埋立て											
木竹の伐採		伐採理由				伐採数量					

備考 この通知書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

(現 行)

様式第 4 号(第 7 条関係)

現 状 変 更 行 為 に 係 る 通 知 書						年 月 日					
(あて先) 金沢市長 金沢市教育委員会						通知者 住所 氏名 ㊟ (法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)					
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第 7 条第 1 項の規定により、現状変更行為の通知をします。											
変更するものの所在地											
変更行為の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで									
工事責任者の住所及び氏名											
変 更 行 為 の 内 容	建築物	新 増 改 移 除 修 模 様 替 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替		申請部分	既存部分	合 計	構 造	造 階建		
				種類及び用途				屋根仕上材			
				敷地面積			m ²				
				建築面積	m ²	m ²	m ²	外壁仕上材			
				延べ面積	m ²	m ²	m ²				
				建ぺい率	/100	/100	/100	色 彩	屋根		
	建築物の高さ	m	m	m		外壁					
	建築物 以外の 工作物	新 増 改 移 除 修 模 様 替 色 彩 の 変 更	築 築 築 転 却 繕 替	種類及び用途		構 造		色 彩			
				規 模	高 さ			そ の 他			
					延 長 幅 積 面 積						
宅地造成その他		行為の目的				採取の方法					
土地形質の変更		規模・その他				跡地の 処理方法					
土石類の採取		伐採理由				伐採数量					
水面の埋立て											
木竹の伐採											

備考 この通知書には、付近見取図、土地の形状を表す図面、現状変更行為に関する設計図その他必要な図面等を添付してください。

（ 改 正 案 ）

様式第3号(第5条関係)

金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)金沢市長

申請者 住所
 団体名
 氏名

—

金沢市教育プラザの地域教育センターの体育館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	
使用の目的		
使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分から 時 分まで
使用料の額	円	
減免申請額	円	
申請の理由		

（ 現 行 ）

様式第3号(第5条関係)

金沢市教育プラザ地域教育センター体育館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)金沢市長

申請者 住所

団体名

氏名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市教育プラザの地域教育センターの体育館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢市教育プラザ富樫体育館 金沢市教育プラザ此花体育館	
使用の目的		
使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分から 時 分まで
使用料の額	円	
減免申請額	円	
申請の理由		

（ 改 正 案 ）

様式第 4 号(第 9 条関係)

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用料等減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

—

金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用料
 観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請
 します。

研 修 ・ 行 事 の 名 称		
使 用 又 は 観 覧 の 目 的 (内 容)		
使 用 又 は 観 覧 の 期 間	年 月 日 (曜 日)	時 分 から
	年 月 日 (曜 日)	時 分 まで
使 用 施 設		
使 用 料 又 は 観 覧 料 の 額	使 用 料	円
	観 覧 料	円
減 免 申 請 額	使 用 料	円
	観 覧 料	円
申 請 の 理 由		

備考 申請者の所在地、団体名及び代表者氏名の欄には、個人にあっては、住所及び氏名
 を記入してください。

（ 現 行 ）

様式第 4 号(第 9 条関係)

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用料等減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

㊞

〔申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。〕

金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用料
観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請
します。

研 修 ・ 行 事 の 名 称		
使 用 又 は 観 覧 の 目 的 (内 容)		
使 用 又 は 観 覧 の 期 間	年 月 日 (曜 日)	時 分 から 年 月 日 (曜 日) 時 分 まで
使 用 施 設		
使 用 料 又 は 観 覧 料 の 額	使 用 料	円
	観 覧 料	円
減 免 申 請 額	使 用 料	円
	観 覧 料	円
申 請 の 理 由		

備考 申請者の所在地、団体名及び代表者氏名の欄には、個人にあっては、住所及び氏名を記入してください。

（ 改 正 案 ）

様式第3号（第6条関係）

金沢市長土堀青少年交流センター使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

金沢市長土堀青少年交流センターの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称	
使用の目的（内容）	
使 用 の 日 時	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
使 用 施 設	
使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 額	円
申 請 の 理 由	

（ 現 行 ）

様式第3号（第6条関係）

金沢市長土堀青少年交流センター使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名



〔申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。〕

金沢市長土堀青少年交流センターの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称	
使用の目的（内容）	
使 用 の 日 時	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
使 用 施 設	
使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 額	円
申 請 の 理 由	

資 料
報告第 4 1 号

金沢市特別支援教育指針（第2次）

金 沢 市 教 育 委 員 会

令和2年12月改定

はじめに

金沢市教育委員会では、平成21年に「金沢市特別支援教育指針」を策定し、特別支援教育についての理解と支援の充実を目指してきました。また、金沢市においては、平成27年に「金沢市教育行政大綱」及び「金沢市学校教育振興基本計画」を策定し、その基本方針や基本的方向性に基づき、特別支援教育の充実に向けた取組を進めて参りました。

こうした取組の中で、各学校において、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能化を図り、校内支援体制を整えるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習環境の整備に努めたり、交流及び共同学習を推進したりすることで、多様な学びの場を充実させ、共生社会の実現を目指してきました。

また、平成29年度に告示された新学習指導要領では、総則だけでなく全ての教科等における「指導計画の作成と内容の取扱い」において、「障害のある児童生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とされ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、指導内容や指導方法を工夫することが具体的に示されています。

今回は、平成21年に策定された指針に、これまで行われた様々な法改正や「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という観点を反映させていくことで、より時代にあった指針となるよう改定いたしました。

今後は、改定した本指針により、金沢市における特別支援教育のさらなる推進と充実を図り、特別な支援を必要とする子供たちの現在、そして未来がより豊かなものとなるよう、子供たちの夢を叶える教育を目指します。そのため、幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備に努めるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりが、適切な教育や支援を受けられるよう、特別支援教育のより一層の充実に向けた取組となるよう努めて参ります。

令和2年12月 金沢市教育委員会

目次

第1章	特別支援教育に係る動向	1
第2章	金沢市における特別支援教育の現状	2
	1 通常の学級の現状	
	2 通級による指導の現状	
	3 特別支援学級の現状	
	4 特別支援学校の就学状況	
	5 特別支援学級担任、通級による指導の担当者の現状	
	6 特別支援教育支援員の状況	
	7 医療的ケアのための学校看護師の状況	
	8 関係機関との連携	
	(1) 金沢市教育プラザ	
	(2) その他の支援	
第3章	「金沢市特別支援教育指針」改定の趣旨	8
第4章	基本理念・方針	9
	1 基本理念	
	2 基本方針	
第5章	「7つの基本方針」を踏まえた特別支援教育の在り方	10
	1 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談を充実します	
	(1) 就学前の教育相談・就学相談	
	(2) 就学時の教育相談・就学相談	
	(3) 小・中学校での教育相談・就学相談	
	(4) 保護者の理解を深めるための情報提供や啓発	
	(5) 金沢市教育支援委員会の充実	
	2 学校における特別支援教育の体制を充実します.....	11
	(1) 校長のリーダーシップの重要性	
	(2) 校内委員会と特別支援教育コーディネーターの役割と位置付け	
	(3) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」	
	(4) 特別支援教育の視点を生かした生徒指導	
	(5) 幼稚園・保育所・認定こども園との連携	
	(6) 中学校・特別支援学校中学部との連携	
	(7) 高等学校・特別支援学校高等部等との連携	
	(8) 特別支援学校、関係機関との連携	

3	特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実します	15
	(1) 通常の学級での指導	
	(2) 通級による指導	
	(3) 特別支援学級での指導	
	(4) 進級及び進学時における教育相談・就学相談・引継ぎの充実	
	(5) 特別支援教育支援員の派遣	
	(6) ICT 機器の活用による効果的な学びの研究と促進	
4	教職員の専門性の向上を図ります	21
	(1) 学校内における研修の充実	
	(2) 金沢市教職員研修の充実	
	(3) 特別支援学校教諭免許状の取得促進	
5	金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等を充実します	22
	(1) 教育相談・就学相談の充実	
	(2) 児童生徒の指導にかかわる相談・助言の充実	
	(3) 研修の充実	
	(4) 特別支援教育サポートセンター(仮称)の設置と機能の充実	
	(5) 特別支援教育に関する情報ネットワークの充実	
	(6) 関係部局との連絡調整	
6	特別支援教育の啓発と関係団体との協力・協働に努めます	24
	(1) 障害のある児童生徒への理解	
	(2) 保護者・地域住民への啓発	
	(3) 関係団体との協力・協働	
7	共に学ぶ学校環境の整備に努めます	24
	(1) 教室環境の充実	
	(2) 教材等の充実	
	(3) 特別支援教育支援員派遣事業の充実	
	(4) 医療的ケアのための学校看護師の派遣	

おわりに	26
------	----

審議経過	27
------	----

委員名簿	28
------	----

第1章 特別支援教育に係る動向

平成19年4月に行われた「学校教育法の一部改正」により「特別支援教育」が法的に位置付けられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の適切な指導及び支援をさらに充実していくことになりました。

平成24年7月に、文部科学省から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示されました。この中で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」と報告されています。

この報告を踏まえ、平成25年8月に「学校教育法施行令」の一部改正が行われ、就学先決定の仕組みを改め、市町村教育委員会がその障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することになりました。その際、本人・保護者に対し、十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、合意形成を行うことが基本的な前提として位置付けられています。また、障害の状態等の変化を踏まえた転学や保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大について等が示されています。

こうした法改正等が行われた後、平成26年1月に、我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行（平成25年6月成立）しました。この法律では、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。また、行政機関等は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、適切な対応をとることが求められています。

平成29年3月には文部科学省から「発達障害^[注1]を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」が示されました。同年に告示された学習指導要領改訂においては、総則の中に「特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導」が明記されており、特別支援教育を取り巻く状況は変化しています。

また、平成30年8月には「学校教育法施行規則」の一部改正が行われ、特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成すること、作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関と必要な情報の共有を図ること（特別支援学級の児童生徒、通級による指導が行われている児童生徒に準用）が示されました。

[注1] 発達障害：発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

第2章 金沢市における特別支援教育の現状

特別な支援を必要とする子供が、自らの選択に基づき自立した生活を送り、主体的に社会に参加できるようにするために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実が求められています。金沢市立小・中学校においては、特別な支援を必要とする子供一人ひとりの理解に努め、教職員による連携した支援を行えるよう、校内支援体制の充実に取り組んでいます。また、それぞれの学びの場である通常の学級や通級による指導、特別支援学級における教育環境の整備にも努めています。

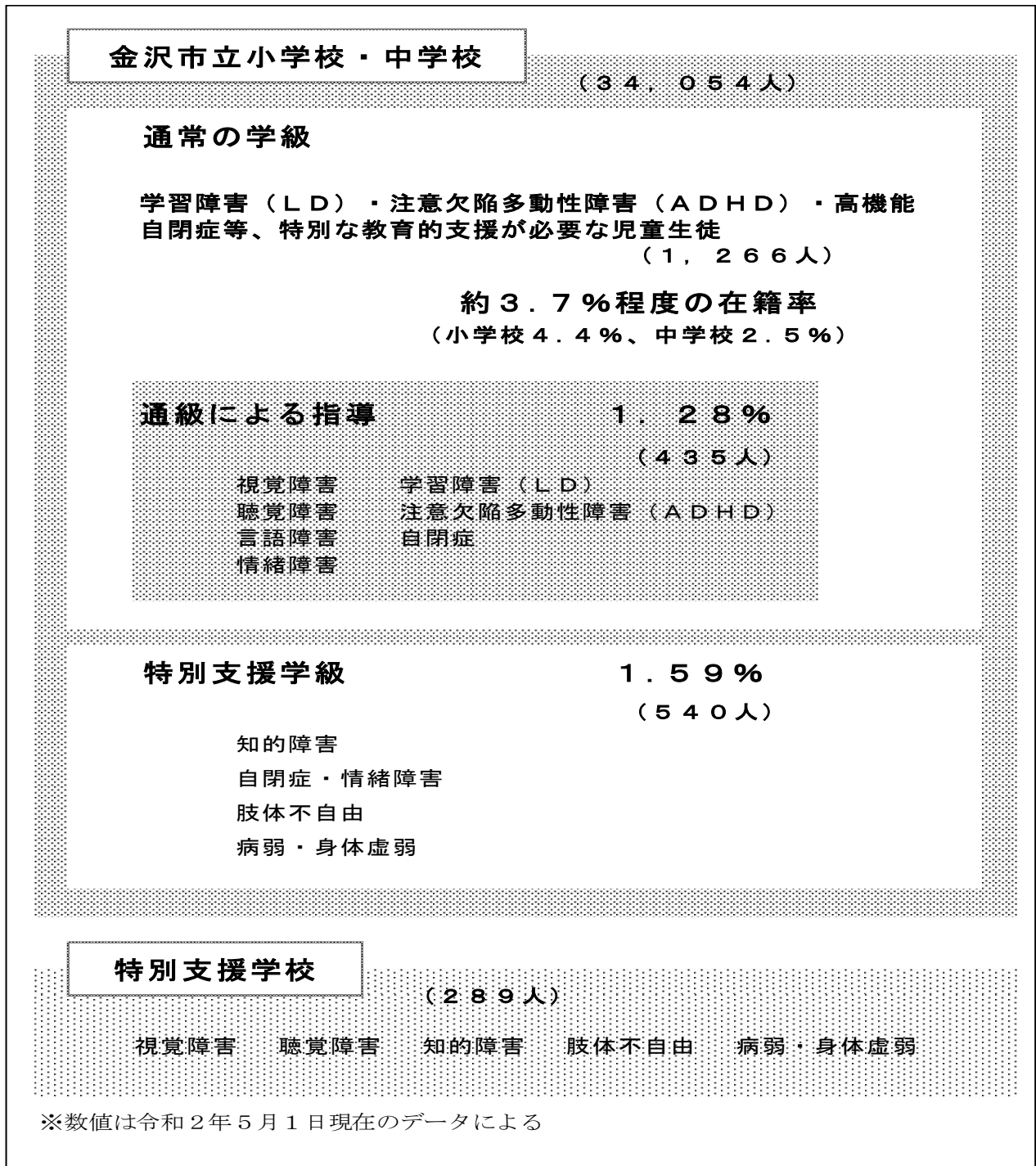


図1 金沢市特別支援教育の概念図

1 通常の学級の現状

令和2年5月1日現在、金沢市立の小・中学校に在籍する児童生徒は34,054人です。近年は、減少の一途をたどり、平成20年度の36,715人と比べると約2,700人減少しています。（図2）

「特別な教育的支援実施状況等の調査」によると、令和2年6月1日現在、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、校内委員会[注2]で特別な教育的支援が必要であると判断された者は、小学校では全体の4.4%、中学校においては2.5%でした。さらに、特別な教育的支援が必要であると判断された児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」を作成している割合は、小学校で約70%、中学校では約88%でした。

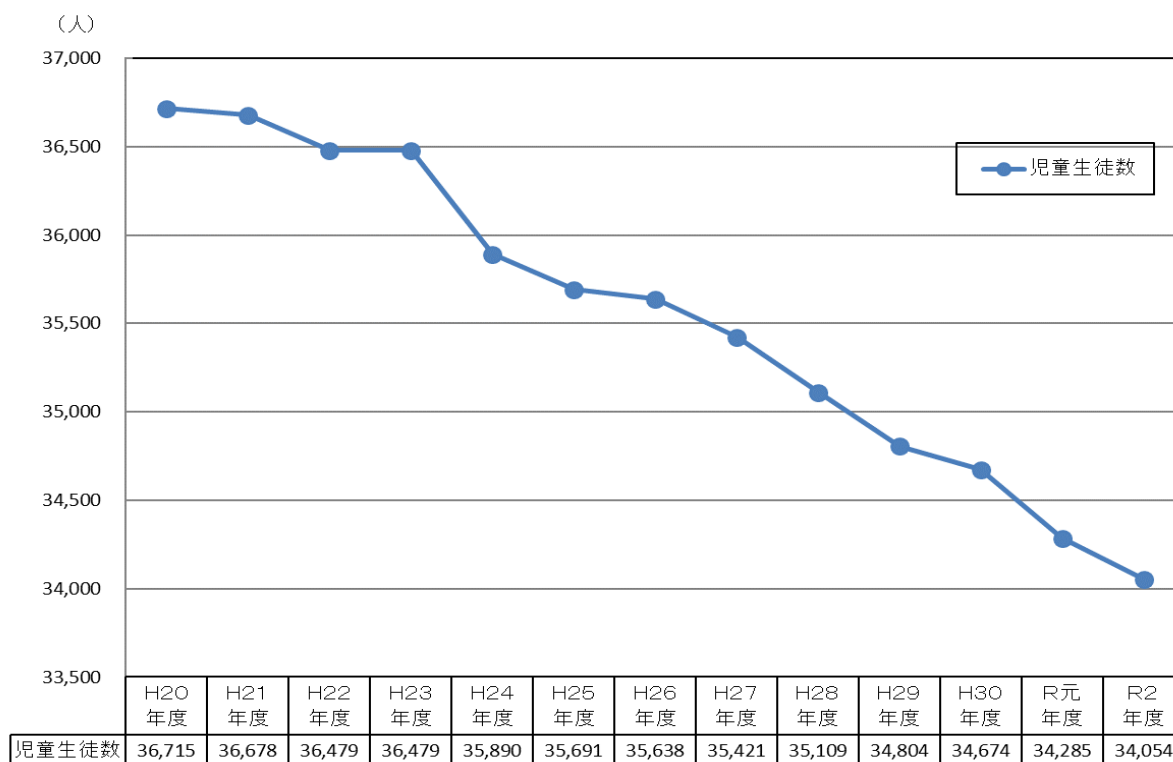


図2 児童生徒数の推移

2 通級による指導の現状

令和2年度に通級指導教室[注3]で指導を受けている児童生徒は435名で、平成20年度と比較すると約2.2倍となっており、指導を受ける児童生徒の人数は年々増え続けています。対象児童生徒の増加や障害の多様化にともない、この通級による指導に対するニーズの高まりを受け、通級指導教室の増加が図られています。

[注2] 校内委員会：校長のリーダーシップの下、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握及び支援方策の検討等を行うための組織。

[注3] 通級指導教室：通級による指導を行うため、小・中学校内に設置された教室（R2年度 小学校8校25学級、中学校2校5学級）。通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。指導の対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等である。

3 特別支援学級の現状

令和2年度に特別支援学級を設置している学校数は、小学校53校のうち52校、中学校24校のうち24校となっており、ほぼすべての学校に設置されているという状況です。特別支援学級の設置数は、小学校では120学級、中学校では47学級であり、在籍している児童生徒数は540名となっています。（図3、図4）

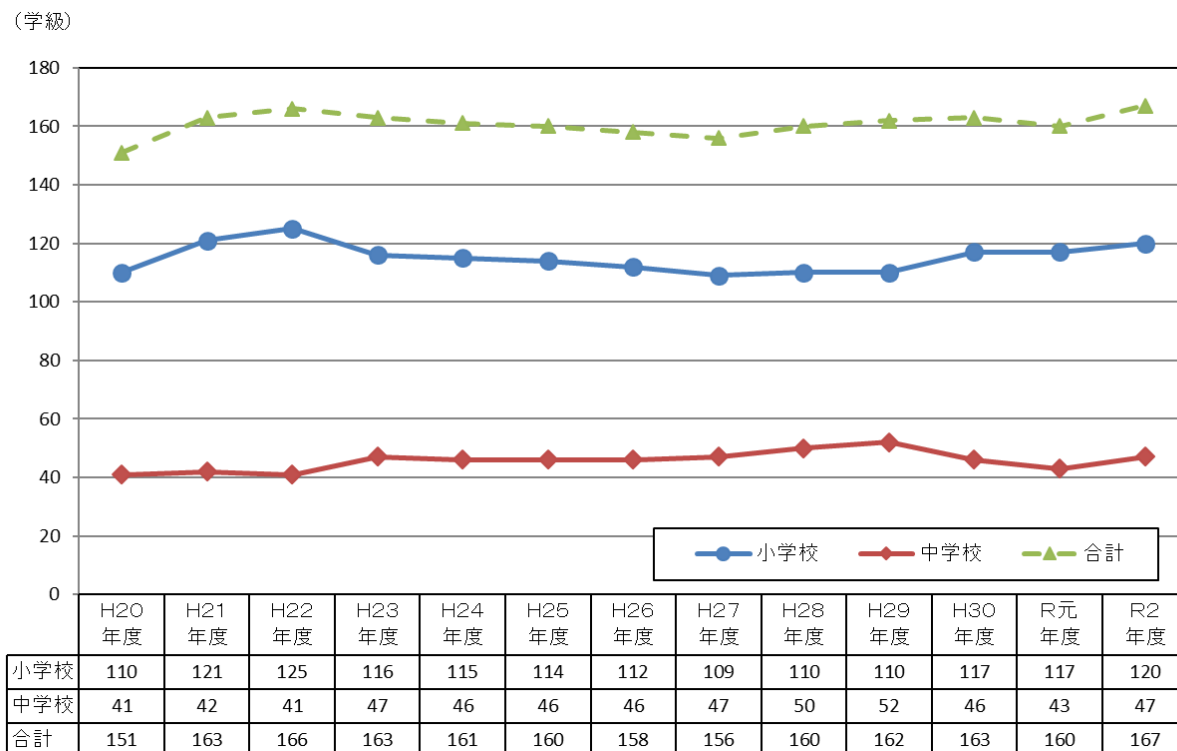


図3 特別支援学級設置数の推移

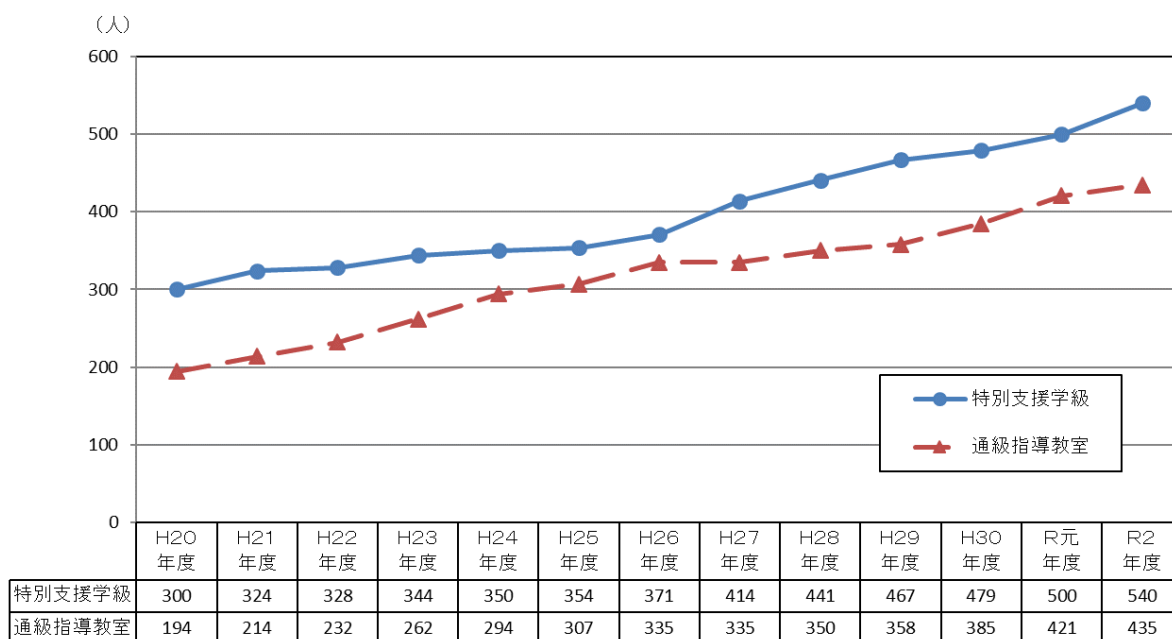


図4 特別支援学級、通級指導教室の児童生徒数の推移

特別支援学級1学級当たりの在籍人数については、1人の学級が約25%、2～4人の学級が約49%、5～8人の学級が約26%となっており、1学級当たりの在籍人数も年々増加傾向にあります。（図5）

本市には、分校として設置されている特別支援学級として、中央小学校芳齋分校と小将町中学校特学分校があります。この二つの分校は、集団の良さを生かした学習活動や、子供同士の関わり合いや学び合い等、将来の自立や社会参加を目指した魅力的なカリキュラム作りに努めており、市内全域から通うことができます。

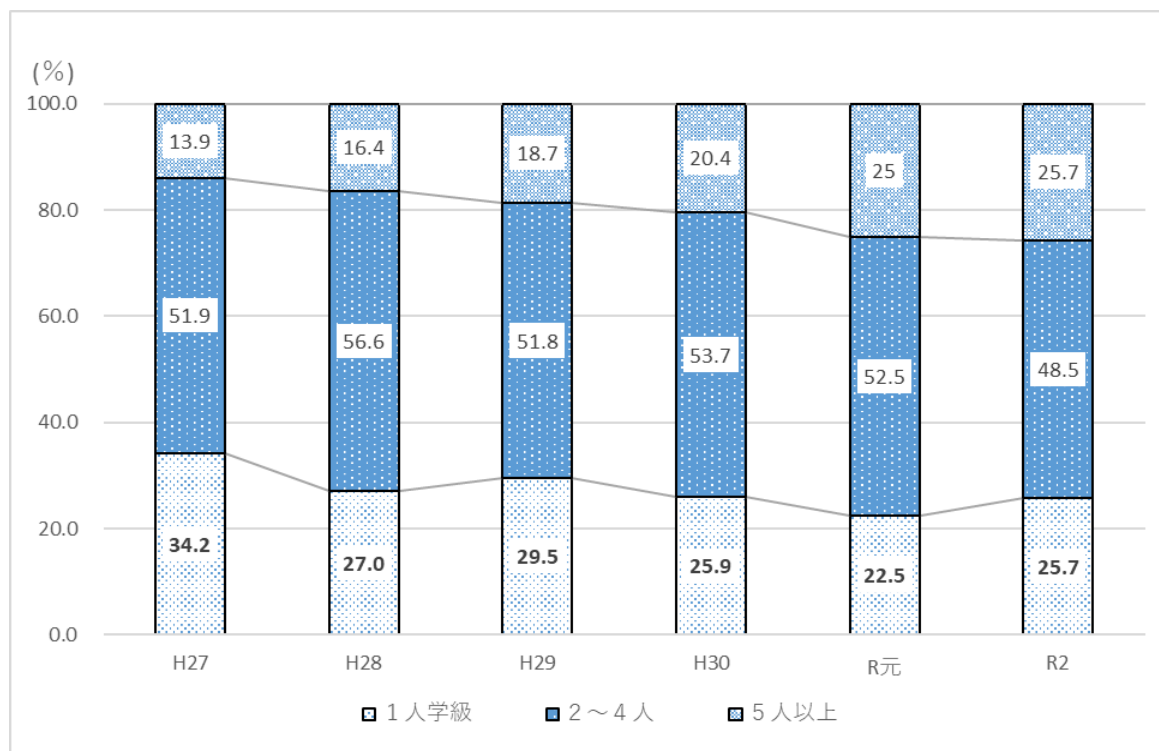


図5 特別支援学級の在籍児童生徒数別学級数の推移

4 特別支援学校の就学状況

金沢市内及び近郊の特別支援学校は、石川県立盲学校、石川県立ろう学校、石川県立明和特別支援学校、石川県立いしかわ特別支援学校、金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校、石川県立医王特別支援学校の計6校です。

令和2年5月1日現在、金沢市内に住所があり、特別支援学校に就学している小学部の児童数は181名、中学部の生徒数は108名で、計289名です。

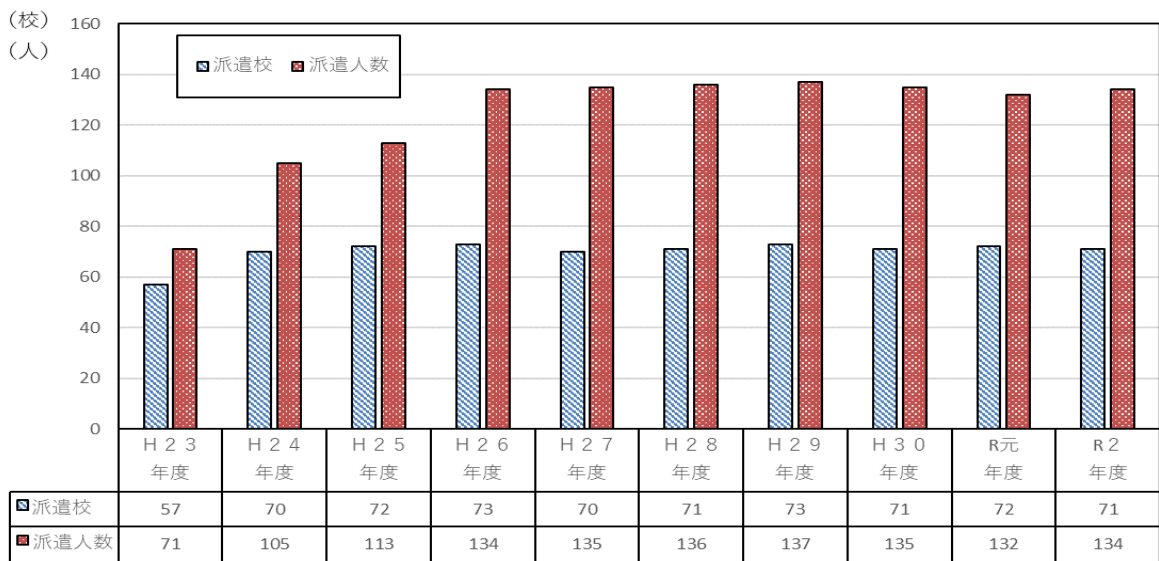
5 特別支援学級担任、通級による指導の担当者の現状

本市の令和2年度の特別支援学級における担任の特別支援学校教諭免許状保有率は、41.0%です。これは、平成20年度（28.6%）より、12.4ポイント増加しています。

また、令和2年度の通級による指導の担当者の特別支援学校教諭免許状保有率は、54.5%であり、特別支援学級担任と比較するとその保有率は高くなっています。

6 特別支援教育支援員^[注4]の状況

本市では、平成17年度から特別支援教育指導補助員（平成23年度から特別支援教育支援員と名称を変更）制度を設け、校内支援体制の充実に努めてきました。その役割は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒や複数の児童生徒が在籍している特別支援学級で学ぶ児童生徒に対し、日常生活や学習活動上の支援をすることです。また、派遣人数及び学校数の拡充も行ってきたところです。（図6）しかし、近年、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズは多様化しており、特別支援教育支援員派遣の必要性が益々高まってきています。



※平成23年度～「特別支援教育指導補助員」から「特別支援教育支援員」へ移行

図6 特別支援教育支援員数の推移

7 医療的ケア^[注5]のための学校看護師の状況

本市では、平成29年度から、学校における医療的ケアのための体制整備を図るとともに、医療的ケアを実施するための学校看護師を派遣しています。平成30年度に「金沢市立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする児童生徒の学校看護師の対応等に関するガイドライン」を策定しました。令和元年度にはその一部を改正し、新たに「金沢市立学校における酸素療法による医療的ケアを必要とする児童生徒の学校看護師の対応等に関するガイドライン」を策定し、支援内容の充実に努めています。

[注4] 特別支援教育支援員：金沢市では、平成23年度より、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対して支援を行う「特別支援教育指導補助員」と特別支援学級に派遣していた「特別支援学級指導員」制度を一本化し、「特別支援教育支援員」と名称を改めた。小・中学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携の上、障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助や、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

[注5] 医療的ケア：法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。（文部科学省：学校における医療的ケアの必要な児童生徒等への対応について）

8 関係機関との連携

(1) 金沢市教育プラザ

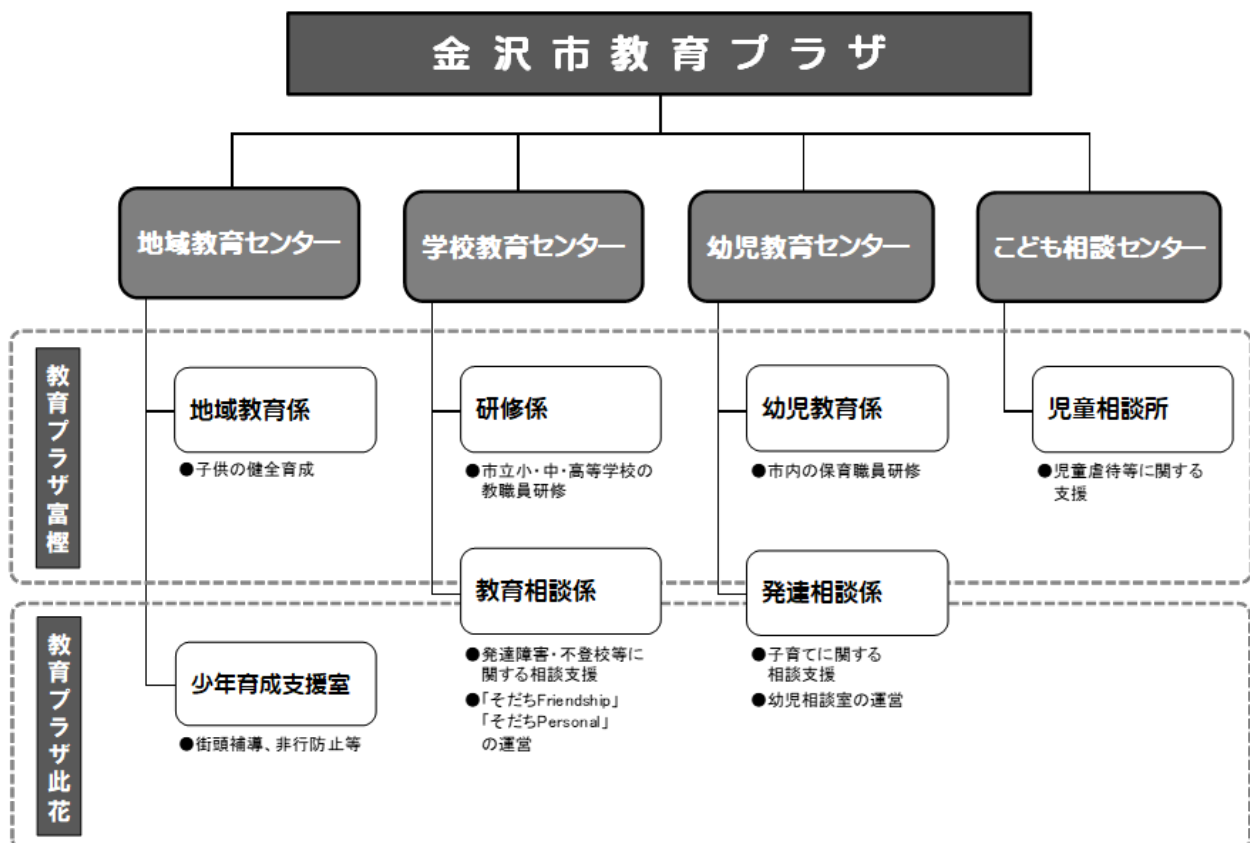
金沢市教育プラザは、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」（金沢子ども条例）の理念に基づき、教育と福祉が連携を図り、乳幼児期から学齢期終了まで、子供の健全な育成を一貫して支援するための拠点施設として、平成15年7月に開館しました。相談・研修・地域教育を核とする多彩なサービスが連携を図り、南部地区に位置する「富樫」と金沢駅周辺地区に位置する「此花」の2館体制で、子供の健やかな育ちを多方面から支援しています。

学校教育センターの教育相談部門では、主に学校教育にかかわる相談に対応し、面接相談、専門相談、巡回専門相談、「そだち（適応指導教室）」等の事業を行っています。また、研修部門では、金沢市立小・中・高等学校教職員の資質向上のため、研修の実施及び研究の支援を行っています。

幼児教育センターの発達相談部門では、主に乳幼児期の育児・発達に関する相談に対応し、電話相談、巡回専門相談、幼児相談室等の事業を行っています。また、研修部門では、幼稚園・保育所・認定こども園の保育職員の資質向上のため、研修の実施や幼児教育研究に取り組んでいます。

地域教育センターでは、地域全体で子供を育むため、子供の健全育成団体の活動支援や、子供がのびのびと活動できる環境の整備や体験・交流を通じた育成、子供の健全育成事業等を行っています。

金沢市児童相談所は、児童福祉法の改正により、平成18年4月、神奈川県横須賀市とともに、中核市として全国で初めて開設されました。ここでは主に虐待や非行、障害に関する相談を受けています。



(2) その他の支援

不登校及び不登校傾向を示している児童生徒の中には、発達障害等が関係している場合があります。本市では、不登校及びその傾向の児童生徒に対する学力保障の一環として、主に別室登校児童生徒に対し、学習支援や精神的なストレスを和らげる等の教室復帰までの段階的支援を行うため、心と学びの支援員を派遣しています。また、家庭訪問や関係機関への連絡調整等柔軟に対応できる人材として、心の絆サポーターの配置も行っています。さらに、不登校の児童生徒が通室できる「そだち（適応指導教室）」を金沢市教育プラザに3教室設置しています。金沢市教育プラザ富樫「そだち Friendship：集団対応」「そだち Personal：個別対応」、金沢市教育プラザ此花「そだち Personal：個別対応」において、社会的自立に向け学習支援や対人関係を築く支援を行っています。

また、石川県が派遣するスクールカウンセラーが平成31年4月よりすべての小・中学校に配置されており、特別支援教育コーディネーター等との連携が図られています。

第3章 「金沢市特別支援教育指針」改定の趣旨

本市では、障害のある人を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、障害のある人の切実な思いに応えていくために、権利擁護の推進や差別の解消に向けた施策の充実と障害のある人やその家族が生涯にわたって安心して暮らしていける社会の実現を目指して、金沢市障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢2015[注6]」を策定しています。

また、「金沢市教育行政大綱」の基本方針2及び「金沢市学校教育振興基本計画」の方向性5においても、特別支援教育の充実を掲げ、特別な支援を必要とする子供が自らの選択に基づき自立した生活を送り、主体的に社会に参加できるようにするために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実に取り組んでいます。

本指針は、先に述べた国の動向やこれまでの発達障害を含む障害のある幼児児童生徒等に対する教育支援体制の整備を踏まえ、平成21年に策定された指針を「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という観点から見直し、共生社会の形成に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに配慮した、多様できめ細かな教育のさらなる充実を目的とするものです。

[注6] ノーマライゼーションプラン金沢：平成10年に金沢市障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢」を策定する。以後、計画期間の6年ごとに改定を行い、現在「ノーマライゼーションプラン金沢2021」を策定中である。

第4章 基本理念・方針

1 基本理念

インクルーシブ教育システムの視点に立ち、金沢市障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢」、「金沢市教育行政大綱」及び「金沢市学校教育振興基本計画」等に基づき、特別支援教育のより一層の充実に努めるため、基本理念を次のように定めます。

すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな学校教育を行っていきます。

2 基本方針

すべての児童生徒に対して、教育相談・就学相談と情報提供を行います。特に、特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者が、幼児期からの十分な教育相談・就学相談と情報提供を受けるとともに、幼児児童生徒とその保護者の自己決定と選択を尊重することを基本とします。また、幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域において「切れ目ない一貫した支援」を提供することで、自立と社会参加に向けた主体的な取組に対する支援の充実に目指し、以下の7つの基本方針を定めます。

- 1 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談を充実します
- 2 学校における特別支援教育の体制を充実します
- 3 特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実します
- 4 教職員の専門性の向上を図ります
- 5 金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等を充実します
- 6 特別支援教育の啓発と関係団体との協力・協働に努めます
- 7 共に学ぶ学校環境の整備に努めます

第5章 「7つの基本方針」を踏まえた特別支援教育の在り方

1 幼児期から中学校卒業後を見据えた教育相談・就学相談を充実します

幼児児童生徒一人ひとりの健やかな成長を促すためには、早期からの相談・支援が必要です。そのために、金沢市教育プラザの特別支援教育に関する相談体制を充実させ、幼児期から中学校卒業後も視野に入れた、個に応じた連続性のある相談・支援体制の整備を図ります。さらに、円滑な相談・支援ができる最適なネットワークの構築に努めます。

教育相談・就学相談においては、特別支援学校や関係機関と連携を図りながら、学校がインクルーシブ教育システムの視点から主体的に教育相談・就学相談を進めることが重要であり、小・中学校における校内の相談体制を充実します。

(1) 就学前の教育相談・就学相談

学校指導課や金沢市教育プラザ、福祉局の保育幼稚園課が連携を図り、幼稚園・保育所・認定こども園に向け、特別支援教育や就学相談についての啓発に努め、小学校との連携や円滑な就学相談の実施につなげます。居住地の教育機関である小学校が、教育相談・就学相談を行います。

また、幼児教育センターの統合保育事業との連携を継続させながら、幼稚園・保育所・認定こども園を対象にした教育相談や、幼児一人ひとりの適切な就学相談のさらなる充実を図ります。この中では、保護者との相談だけではなく、必要に応じ、幼稚園・保育所・認定こども園への情報提供や助言を行います。また、市内3か所に設けられた幼児相談室^[注7]とも連携します。

(2) 就学時の教育相談・就学相談

学校指導課と金沢市教育プラザが協力し、就学相談のさらなる充実を図ります。小学校は保護者の求めに応じ、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室等の見学や相談の機会がもてるよう努めます。また、幼稚園・保育所・認定こども園と連携を図り、新就学児童についての実態把握に努めます。就学時健康診断の際には、特別な支援を必要とする児童への配慮に努め、保護者と適宜相談を実施します。

(3) 小・中学校での教育相談・就学相談

小・中学校は校長が中心となり、校内における相談体制を整え、特別支援教育コーディネーター等が窓口となり、保護者からの相談に対応します。また、校内委員会では、児童生徒の支援や学校としての就学相談の方向性を検討します。長期的な視点に立ち、児童生徒の将来的な社会参加という観点から、就学先や進路について相談するとともに、教育活動の展開に生かしていきます。その際には、金沢市教育プラザや特別支援学校、医療機関等、関係機関からの助言や援助も生かすよう努めます。

[注7] 幼児相談室：「幼児教育センター富樫幼児相談室／此花幼児相談室／駅西幼児相談室」の3室。

(4) 保護者の理解を深めるための情報提供や啓発

金沢市教育委員会は、福祉局との連携を図り、生育歴を踏まえながら、保護者への特別支援教育や障害等についての情報提供に努め、障害の早期発見・早期対応や適切な支援につなげていきます。また、幼稚園・保育所・認定こども園に対しても、特別支援教育についての啓発に努めます。さらに、中学校卒業後も視野に入れ、在籍児童生徒及び保護者への進路情報の提供と進路相談を充実します。

小・中学校においても、これらの情報提供及び就学相談・進路相談について、その充実に努めます。

(5) 金沢市教育支援委員会^[注8]の充実

障害のある児童生徒の就学については、金沢市教育支援委員会で審議をしています。委員会は医師、知識経験を有する者、児童福祉を担当する者、教員等で構成されています。

金沢市教育支援委員会では、障害のある児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から個別に審議を行います。また、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行います。就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、障害の状態の変化や適応の状況等に応じて、審議を行う等、適切な教育が行われるよう努めます。

2 学校における特別支援教育の体制を充実します

特別支援教育を推進するため、校長がリーダーシップを発揮し、インクルーシブ教育システムの視点から学校経営の中に特別支援教育を位置付け、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能化等、校内支援体制の充実に努めます。

また、一貫した教育的支援のため、保護者との共通理解の下、幼稚園・保育所・認定こども園や学校間の連携、関係機関との連携を進めていきます。

金沢市教育委員会は、各学校の校内支援体制を充実するため、情報提供や体制づくりを担う人材の育成等に努めます。

(1) 校長のリーダーシップの重要性

学校における特別支援教育の体制充実を図るためには、校長のリーダーシップが重要です。校長は、特別支援教育を視野に入れた学校経営を行い、保護者、地域との信頼関係を築いていく必要があります。そのためには、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの機能化だけでなく、学校内外の人材活用、保護者との連携、関係機関との連携等、様々な角度から取組を進めていきます。

[注8] 教育支援委員会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（文部科学省：平成24年度）では、「『就学指導委員会』については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、『教育支援委員会』（仮称）といった名称とすることが適当である。『教育支援委員会』（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。」とされている。

校内支援体制は、特別な支援を必要とする児童生徒に、迅速かつ継続的に支援できることが基本となります。そのためにも、校長は長期的視野と人材育成の視点を持ち、学校の実情に応じた体制を構築していきます。

(2) 校内委員会と特別支援教育コーディネーター^[注9]の役割と位置付け

① 校内委員会

ア 校内委員会の役割

校内委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒への対応について、組織的・計画的に取り組むための組織であり、定期的かつ必要に応じて開催できるようにします。

児童生徒の実態把握、支援の具体化や支援の整備、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、さらに保護者や関係機関との連携等を進めていきます。

イ 校内委員会の組織と位置付け

校内委員会の構成としては、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーターの他、例えば、生徒指導主事、教育相談担当者、通級による指導の担当者、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任等、その他必要に応じ外部の関係者が考えられます。校内の組織として明確に位置付け、各学校の規模や実情に合わせ、柔軟かつ迅速な対応がとれる体制づくりに努めます。

② 特別支援教育コーディネーター

ア 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、校内の関係者や関係機関との連絡調整、担任や保護者の相談窓口、校内委員会の推進等を担っています。学校全体を見渡し、支援を必要としている児童生徒はいないか、教員同士の連携は進んでいるか等の状況を把握し、組織的な支援体制を整えるため、速やかに連絡調整を行います。

児童生徒の支援を行うに当たって、特別支援教育コーディネーターは、各学級担任と連携して、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、効果的な活用を促します。

イ 校務分掌への位置付け

特別支援教育コーディネーターが役割を果たすには、関係機関^[注10]との様々な連絡調整が必要です。その機能を十分に発揮するため、校務分掌への明確な位置付けを行い、校内の要となる人材をあて、その役割と責任を自覚して専門性の向上に努めることができるよう配慮します。

[注9] 特別支援教育コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う。また、校長は、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、学校内のすべての教職員に対して、特別支援教育コーディネーターの役割を説明し、学校において組織的に機能するように努めることが重要となる。

[注10] 関係機関：金沢市においては、主なものとして金沢市教育プラザ富樫（金沢市児童相談所を含む）、金沢市障害者自立支援協議会児童専門部会、石川県発達障害支援センター、(公財)金沢健康福祉財団（学校保健センター）、医療機関等があげられる。また、放課後児童クラブ、障害者通所支援施設（児童発達支援・放課後デイサービス）、障害児相談支援事業所等も連携が必要な関係機関と考えることができる。

(3) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」

① 「個別の教育支援計画」の作成

特別な支援を必要とする児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。その際、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、より適切な支援が継続されるよう「個別の教育支援計画」を作成します。

また、「合理的配慮^[注11]」の内容についても明記し、確実に引き継ぐよう努めます。

② 「個別の指導計画」の作成

「個別の教育支援計画」に記載された一人ひとりの教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、児童生徒に関わる教職員が協力して、必要な支援を行うことができるよう「個別の指導計画」を作成します。

また、計画をより実際的なものにするため、保護者とも相談した上で達成可能な目標設定を行い、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫等、具体的な記載に努めます。

③ P D C A サイクル^[注12]に基づく校内支援体制

学期末や年度末等の校内委員会を、評価と計画の場として位置付けていくことが重要です。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」について、校内委員会で実施内容を評価し、次の計画に生かすことで、P D C A サイクルに基づいた校内支援体制づくりに努めます。

(4) 特別支援教育の視点を生かした生徒指導

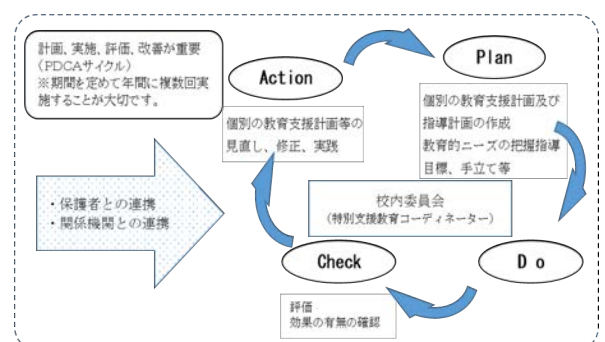
特別な支援を必要とする児童生徒は、交友関係や学業面等、学校生活全般で困難を示す場合も多く、不登校や様々な問題行動等につながる場合があります。

児童生徒の問題行動等を解決するとき、生徒指導においても、すべての教職員に特別支援教育の視点が必要になります。

児童生徒への適切な支援を進めるため、生徒指導に特別支援教育の視点を生かすとともに、校内の関係者が校内委員会等を通して常に情報を共有し、連携しながら支援にあたるよう努めます。

[注11] 合理的配慮：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者の権利に関する条約）

[注12] P D C A サイクル：計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施する。最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかを行い、次回の plan に結び付ける。このプロセスをらせん状に繰り返すことによって、質の維持・向上及び継続的な指導改善活動を推進する手法である。



(5) 幼稚園・保育所・認定こども園との連携

特別な支援を必要とする新就学児童については、小学校入学の際に適切な支援が行われることで、学校生活への適応もスムーズなものになります。小学校と幼稚園・保育所・認定こども園が就学前から情報を共有し、学校生活を見据えた連携を進めます。

その際、幼稚園・保育所・認定こども園が作成した指導計画等を活用し、指導の引継ぎが円滑に進められるよう、環境づくりに努めます。

(6) 中学校・特別支援学校中学部との連携

特別な支援を必要とする児童の小学校からの進学に当たっては、中学校や特別支援学校中学部も含めて一貫した支援が行われるよう、児童の指導・学習状況についての引継ぎや情報交換を行うことが必要です。

特に、中学校では、小学校との日頃からの情報交換に加え、特別支援教育コーディネーター等が小学校を訪問し、児童の観察や直接引継ぎの機会をもつことが重要です。必要に応じて、特別支援学校中学部についても情報交換に努めます。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等は、本人・保護者との共通理解の下、連携のツールとして活用していきます。

(7) 高等学校・特別支援学校高等部等との連携

特別な支援を必要とする生徒の中学校からの進学に当たっては、高等学校や特別支援学校高等部も含めて一貫した支援が行われるよう、生徒の指導・学習状況についての引継ぎや情報交換を行うことが必要です。「個別の教育支援計画」等は、そのための連携のツールとして活用していきます。

また、中学校と高等学校、特別支援学校高等部及び専門学校や就労先である企業や福祉施設等が連携を密にし、教育内容や支援体制について情報交換を図ることで、中学校における進路指導をより充実させるとともに、卒業後のフォローアップに努めていきます。

(8) 特別支援学校、関係機関との連携

特別な支援を必要とする児童生徒の中には、学校だけでは教育的ニーズの把握や支援が難しい児童生徒がおり、特別支援学校や金沢市教育プラザ、医療機関、放課後児童クラブ等関係機関との連携が必要です。

特別支援学校や関係機関の協力を得て、児童生徒の現状・課題を把握しながら支援について検討し、校内支援体制の充実に努めます。

3 特別な支援を必要とする児童生徒への指導を充実します

学校は、特別な支援を必要とする児童生徒について、その障害等についての理解を進め、一人ひとりの実態を適切に把握し、指導の工夫を行っていく必要があります。児童生徒の様々な課題に対して、学校の支援体制を効果的に活用し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成して、合理的配慮の提供やPDCAサイクルに基づいた指導・支援を行います。また、校内においては、障害の有無にかかわらず、共に支え合うことを大切にしていきます。

(1) 通常の学級での指導

① 児童生徒の適切な実態把握

適切な指導を行うに当たっては、児童生徒の実態を適切に把握することが重要です。日々の観察において、学校生活の様子や学習の状況等を把握し、加えて保護者との連携により、家庭生活の様子やこれまでの生育歴や相談歴等を把握するよう努めます。

② 障害の特性に応じた適切な対応

通常の学級には、学習上又は行動上の困難があり、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が6.5%程度^[注 13]の割合で在籍していることが明らかになっていきます。これらの児童生徒は、障害から生じる困難さが表面化しにくいこともあり、その原因が本人の怠けや努力不足、家族のしつけ不足によるもの等と誤解されることがあります。

通常の学級の担任・教科担任は、自身の学級に教育上特別の支援を必要とする児童生徒がいることを常に想定し、発達障害も含めた様々な障害に関する知識を深め、児童生徒のつまずきや困難な状況等の背景を正しく把握し、適切な指導や必要な支援につなげていけるよう努めます。

③ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用

特別な支援を必要とする児童生徒の支援に当たっては、これまでの支援を踏まえた上で、目標を設定し、どのような支援を進めていくのか計画を立てることが必要です。そして、計画を学級経営や授業づくり等の中で具体的に実践します。また、実践してきた指導や支援が適切であるかを評価し、指導や支援の改善を定期的に行い、次の学年や学校等へ確実に引き継ぐよう努めます。

④ 特別支援教育の視点を生かした温かい学級経営

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導や必要な支援を行うためには、基盤となる環境や人間関係を整える必要があります。特に特別な支援が必要な児童生徒も含めた学級全員が、互いの良さを認め合い、大切に温かい学級経営を心がけることが重要です。

そのために、通常の学級では特に、児童生徒が様々な多様性を受け入れる心情や態度を育むよう、教員自身が支援の必要な児童生徒への関わり方の見本を示しながら、周囲の児童生徒の理解を促していく等、指導の工夫に努めます。

[注 13] 6.5%：「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（文部科学省：平成24年度）

また、集団指導において、一人ひとりの障害等の特性に応じた適切な指導や必要な支援を行う際は、学級内のすべての児童生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築くことができるよう努めます。

学校生活の中心となる教室は、児童生徒が安心して過ごせる場所であり、学びやすい環境であることが大切です。集中して学習に取り組めるよう教室掲示の工夫や、教室内の整理整頓等にも努めます。

⑤ 特別支援教育の視点を生かした授業づくり

通常の学級における指導に当たっては、児童生徒一人ひとりを大切にし、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業を行うことが重要です。特別支援教育の視点を生かした授業を創意工夫することで、特別な支援を必要とする児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとって「分かる、できる、楽しい授業」になります。

教材・教具や授業展開、指示・発問、板書等の工夫、児童生徒相互の温かな関わり、集団としてのまとまりのある学習規律等は、学習や行動に課題のある児童生徒への支援につながります。そのため、学級担任は学習環境の整備に努めるとともに、児童生徒の特性に応じた指導の工夫や配慮に努めます。また、その児童生徒の良さや頑張り等の良い面も積極的に伝えるようにします。

(2) 通級による指導

① 在籍校における教育的ニーズの把握

学校は、校内委員会等を通して、通級による指導の必要性を総合的に判断するため、在籍する児童生徒についての実態や本人・保護者のニーズを把握することが大切です。

② 通級指導教室等における指導

通級による指導は、特別支援学校の学習指導要領に規定する自立活動^[注 14]の目標や内容を参考に実施します。特別な支援を必要とする児童生徒は、通常の学級では、様々な困難さがあるため不安を感じることがあります。通級による指導では、教材・教具や指導の手立ての工夫に努め、児童生徒の特性を考慮し、課題の改善とともに、得意なところを生かしながら自己肯定感^[注 15]や自己有用感^[注 16]が得られるようにしていきます。また、発達障害等に起因する行動上の課題に対応するため、個別指導だけではなく、ソーシャルスキル・トレーニングを意識した小集団による指導等も必要に応じて実施します。

[注 14] 自立活動：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている指導領域で、その目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」と示されている。

[注 15] 自己肯定感：自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情等を意味する言葉。

[注 16] 自己有用感：「自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること」で、他人の役に立った、他人に喜んでもらった、…等、相手の存在なしには生じてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」等の語とは異なる。

③ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成は、児童生徒が在籍する学校の学級担任や特別支援教育コーディネーター、保護者と連携して行うことが重要です。

「個別の教育支援計画」において児童生徒の教育的ニーズや指導目標を共通理解した上で、「個別の指導計画」に、通常の学級における集団での指導、通級による指導における個別での指導の在り方を考えながら、具体的な指導を記載します。通級による指導の担当者は、作成した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、計画的に指導を進めます。

④ 在籍校との連携

通級による指導の担当者は、児童生徒が在籍する学校の学級担任や特別支援教育コーディネーターと指導経過を情報交換したり、児童生徒の様子を相互に参観したりする機会を計画的に設ける等、効果的な連携に努めます。また、専門的見地から、多角的、総合的なアセスメントに努め、在籍校へ情報提供を行います。

⑤ 保護者との連携

保護者に対しては、指導の目標を明確に伝え、通級への協力と指導への理解を得るように努めることが大切です。また、専門的見地からのアセスメントや指導を通じた児童生徒の成長、次の指導の目標、指導終了の見通し等を伝えていきます。保護者が在籍校と連携を図る際の支援も必要に応じて行う等、連携に努めます。

⑥ 通級指導教室の整備

通級による指導のニーズは年々高まっており、対象の児童生徒は増加するとともに、障害の状態も多様化していくことが予想されます。

今後、金沢市教育委員会は、合理的配慮の考え方にに基づき、通級しやすい環境づくりや多様化するニーズへの対応について、石川県教育委員会等とも協議を進めます。

(3) 特別支援学級での指導

① 学校における特別支援学級の位置付け

特別支援学級は小・中学校にある学級の一つであり、適切に運営するためには、校内のすべての教員の理解と協力が不可欠です。そのために校長は、自らが特別支援教育や障害等に関する理解を深めるとともに、リーダーシップを発揮し、学校全体の協力体制を進めるよう努めます。また、すべての教職員は、特別支援学級や障害のある児童生徒についての正しい理解と認識を深め、職員間の連携や協力を努めます。

② 児童生徒の実態把握

児童生徒の障害に応じた適切な指導を行うため、実態を適切に把握することが重要です。日々の観察や保護者からの聞き取り等から、家庭生活の様子や生育歴、相談歴を把握します。また、医療機関等にかかわっている場合には、諸検査や診断、所見等の情報を保護者から得るように努めます。さらに、必要に応じて、金沢市教育プラザ

や特別支援学校等の相談事業を活用する等、多角的な実態把握に努めます。

③ 障害の特性に応じた指導と情報の共有

特別支援学級に在籍する児童生徒への指導は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づき行われますが、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、自立活動を意識した適切な指導及び必要な支援を行います。そのため、教育課程の編成に当たっては、学級の実態や児童生徒の障害を考慮の上、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、教育課程を編成します。

指導に当たっては、児童生徒の将来的な自立を目指し、児童生徒の興味関心を生かしながら、生活に生きる教材・教具の工夫や学習活動に取り組むよう努めます。

金沢市教育委員会は、開発された教材や実践にかかわる情報が共有できるよう、情報交換の機会の設定やネットワークづくり等に努めます。

④ 指導形態の工夫

特別支援学級は、一人ひとりの教育的ニーズを大切にしながらも一つの学級として、在籍児童生徒が関わり合いながら集団で学習を進める授業づくりに努めます。

他校の特別支援学級と合同で行う学習や、特別支援学校との交流及び共同学習[注17]等についても、集団学習の効果や社会経験の広がりが期待できることから、実施の可能性を広げるよう研究を進めます。

⑤ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用

指導に当たっては「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用を進め、PDCAサイクルに基づいた指導内容や指導方法の改善及び充実に図り、次の学年や学校等へ引き継いでいきます。また、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用しながら特別支援学校や関係機関等との連携を図り、効果的な支援を進めていくよう努めます。

⑥ 保護者との連携

特別支援学級においては保護者との協力体制が特に重要であり、日頃から保護者との情報交換や相談を行いながら良好な関係づくりを進めることが大切です。

そして、本人・保護者のニーズをとらえ、長期的な視点に立ち、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した効果的な支援を進めていきます。

[注17] 交流及び共同学習：小・中学校等や特別支援学校において、障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する活動。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、両方の側面が一体としてあることを明確にした用語である。

⑦ 交流及び共同学習の在り方

小・中学校の学習指導要領において、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習が求められています。障害のある児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ることは、極めて重要です。また、障害のない児童生徒にとっても、障害についての理解を深め、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会になります。

交流及び共同学習では、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、効果的な活動を検討し、計画的に設定することが大切です。そのため、各学級の担任間で密に情報交換を行うとともに、双方にどのような教育的効果があるのかを明らかにした上で臨むことができるよう組織的な実施に努めます。

⑧ 特別支援学級の弾力的な運用

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、特別支援学級の担任が、交流及び共同学習の際に支援したり、放課後に個別指導を行ったりする等の弾力的な運用は、有効な方策です。特別支援学級の弾力的な運用に関しては、特別支援学級に在籍する児童生徒への指導に影響がない等、条件がそろった中で実施するよう努めます。

⑨ 分校として設置されている特別支援学級

金沢市には中央小学校芳齋分校、小将町中学校特学分校という、小・中学校の分校として設置された特別支援学級があります。両校では、集団学習の良さを生かし、児童生徒同士の関わりを大切にした豊かな実践がなされています。同時に先進的な研究がなされ、他校への普及・啓発に大きな役割を果たしてきました。今後、安全・安心な教育環境の下、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向け、保護者、関係機関等と連携しながら個々の能力や可能性を最大限に引き出す指導に努めていきます。また、多様なニーズに応じた教育を進める上でも、特別支援教育サポートセンター（仮称）〔注18〕と一体的に整備される小・中学校の分校として、9年間切れ目ない本市独自の特別支援教育の在り方について研究を進めていきます。

(4) 進級及び進学時における教育相談・就学相談・引継ぎの充実

児童生徒の状況は就学後においても、障害の特性や発達段階等により変化します。特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズは様々であり、小学校卒業の場合、進路は通常の学級や特別支援学級、特別支援学校中学部があります。中学校卒業後の進路は、高等学校、特別支援学校高等部、さらに各種学校や就労先である企業や福祉施設等、多様です。

〔注18〕特別支援教育サポートセンター（仮称）：P23に詳細記載

学校は、この現状を踏まえ、在学中から学校が責任をもって計画的な就学相談を進めるとともに、将来の進路に向けた教育活動を行う必要があります。具体的には、在籍校は本人・保護者に対して、進路先の情報提供を充実します。また、進学先や就労先における支援内容についても、進学先や就労先の担当者とともに適宜保護者に伝えていくことが重要です。さらに、学校見学や体験入学、施設見学等を勧め、本人・保護者の納得のいく進路選択につなげることが重要です。その際は、「個別の教育支援計画」等を活用しつつ適切に支援内容等を引き継ぐ必要があります。

中学校から高等学校等への引継ぎにおいては、「個別の教育支援計画」等を活用する重要性は、小学校から中学校への段階の場合と変わりませんが、中学校の校長は、生徒の障害の状態や支援内容等についての情報を、入学者選抜前や入学前等、適切な時期に引き継ぐことが重要です。

(5) 特別支援教育支援員の派遣

金沢市教育委員会では、特別な支援を必要とする児童生徒について、教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うに当たり「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた日常生活並びに学習指導等を補助するために、特別支援教育支援員等の派遣を行っています。

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への指導は、学級における学級経営や学習指導の工夫を行うことが対応の基本です。学校及び学級担任等の明確な指示に基づいて活動することが大切です。

学校は、担任等が特別支援教育支援員と指導について確認したり、情報交換したりできる体制づくりに努めます。

また、金沢市教育委員会は、特別支援教育支援員が、特別支援教育や特別な支援を必要とする児童生徒への理解を深めるよう工夫します。

(6) ICT機器の活用による効果的な学びの研究と促進

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた適切な教材等を活用することで、さまざまな困難を取り除いたり、減らしたりすることができます。ICT機器の活用は児童生徒の可能性を広げ、また合理的配慮を進めるためにも大きな役割を担っています。

学校は、ICT機器を活用した効果的な学びの研究を進めるとともに、さらなる活用の促進に努めます。

また、金沢市教育委員会は、ICT機器の活用の促進のため、環境整備や情報提供に努めます。

4 教職員の専門性の向上を図ります

学校が特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援を行っていくためには、校長をはじめとする教職員の特別支援教育に対する正しい理解や支援方法に関する専門性を高めていく必要があります。

このことから、特別支援教育の視点でも授業研究を進め、校内研修の機会を積極的に活用する等、教職員の意識を高めるとともに、障害の特性や指導に関する理解を深める取組を進めます。

また、金沢市教育委員会は、教職員の専門性向上のための研修の充実に努めるとともに、教員一人ひとりがさらに高い専門性を身につけるため、特別支援学校教諭免許状の取得を促進するための環境整備や啓発に努めます。さらに、特別支援教育実践拠点校として、中央小学校芳齋分校と小将町中学校特学分校を指定し、児童生徒の多様な教育的ニーズへの先進的な実践研究を行い、その成果等の普及・啓発に努めます。

(1) 学校内における研修の充実

① 特別支援教育の視点を生かした授業研究

日頃から授業研究を行う際には、特別支援教育の視点を生かした授業を創意工夫することが大切です。学校は、学校研究の中に特別支援教育の視点を位置付け、特別な支援を必要とする児童生徒への対応という観点からも指導方法を検討し、教員一人一人の授業力向上に努めます。特別支援学級における授業研究については、学校全体で積極的に推進し、児童生徒の障害特性や発達段階等を踏まえた効果的な教材・教具や指導方法の研究を進めるよう努めます。

② 特別支援教育担当者の専門性と指導力の向上

特別支援教育担当者は、通常の学級の担任に対して、特別支援教育に関する助言を行う場合があります。通常の学級の担任から特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導方法等について相談されたときは、専門的な観点から分かりやすく説明していくことが望まれます。

また、他校との連絡調整等、コーディネーター的な役割を担っています。そのため、特別支援教育担当者の専門性と指導力の向上は不可欠です。特別支援教育担当者は研究授業を実施したり、校外での研修に参加したりすることにより、積極的に専門性と指導力の向上に努めます。さらに、特別支援教育担当者間で情報交換したり、金沢市教育プラザや特別支援学校の相談事業や特別支援教育実践拠点校事業である公開研究発表会等を活用したりするように努めます。

金沢市教育委員会は、教室の設置のみならず、特別支援教育担当者の専門性の向上や人材の育成に努めます。

③ 授業研究や校内研修会の計画的実施と外部講師の招聘

学校における特別支援教育の推進を確実なものにするため、校内研修会や特別支援学級等の授業研究を学校運営の年間計画に位置付け、すべての教職員が特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。

校内研修会の内容については、学校における児童生徒の状況や課題を踏まえ、事例

検討会を取り入れたり、生徒指導との関連にも留意したりする等、柔軟な姿勢が必要です。また、学校指導課や金沢市教育プラザ、特別支援学校、その他の関係機関や大学から、専門的な視点で助言のできる人材を講師として招聘することにより、効果的で質の高い内容になるように努めます。

さらに、各学校が授業研究や研修会を公開し、互いの実践を学ぶ機会を増やすとともに、質の高い情報の共有化に努めていくことが大切です。例えば、近隣の小・中学校や幼稚園・保育所・認定こども園、高等学校等が連携を進める場として、研修会を活用していく方法があげられます。さらに、保護者に対する特別支援教育の啓発の場として、保護者が参加できるよう工夫します。

(2) 金沢市教職員研修の充実

学校経営の中で特別支援教育を位置付け、効果的な校内支援体制づくりを進めるためには、学校経営の中心である校長及び教頭を対象とした特別支援教育の研修の実施が必要であり、金沢市教育委員会は、その実施に向け、効果的な研修方法や内容について検討します。

また、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級等の担当者を対象にした研修を今後も継続し、校内支援体制や特別支援学級の学級運営等の課題に的確に対応した研修内容となるよう努めます。さらに、特別支援教育を担当する教職員のみならず、対象教職員を幅広く設定した研修を行い、特別支援教育への理解を広く進めていくことに努めます。

(3) 特別支援学校教諭免許状の取得促進

特別支援学級・通級による指導を担当する教職員がより専門性を高めていくため、特別支援学校教諭免許状を取得することが望まれます。今後も、認定講習や放送大学の受講等、取得方法の周知を行い、免許所有者の増加を目指します。

5 金沢市教育プラザにおける教育相談・就学相談・教職員研修機能等を充実します

金沢市教育プラザは、教育と福祉が連携を図り、子供の健全な育成を一貫して推進するための拠点施設です。この機能を生かし、特別支援教育の充実・強化及び特別支援教育にかかわる相談や研修をより一層充実し、教職員の専門性のさらなる向上を図るため、特別支援教育サポートセンター（仮称）を設置し、金沢市教育プラザの機能を拡充します。また、関係機関との連絡調整や、庁内ネットワークの要としての機能の充実も図ります。

(1) 教育相談・就学相談の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の幼児期から学齢期終了までの一貫した相談・支援を行うことができるよう、教育相談・就学相談の体制強化に努めます。また、必要に応じ、他の関係機関との連絡調整を行います。

(2) 児童生徒の指導にかかわる相談・助言の充実

保護者・児童生徒及び教職員に対し、教育相談を行うとともに、学校における特別な支援を必要とする児童生徒への指導についても、さらなる相談・助言の充実を図る必要があります。各学校における「個別の教育支援計画」等の作成について、情報提供や助言を充実していくよう努めます。

(3) 研修の充実

個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を図るために、特別支援教育に関する研修のさらなる充実を図る必要があります。

引き続き、より効果的な研修の在り方や具体的な指導方法等、教職員・保育職員の実践力が高まる研修となるように努めます。

(4) 特別支援教育サポートセンター（仮称）の設置と機能の充実

特別支援教育サポートセンター（仮称）においては、その整備基本構想を踏まえ、本市の特別支援教育に関する拠点施設として、より専門的できめ細やかな支援やICT機器の活用を推進することで、児童生徒の個々の持てる力を高めるとともに、教職員への専門的で実践的な研修の実施等を行います。また、小学校から中学校まで切れ目ない特別支援教育の効果を高めるため、同施設内に整備が予定される小・中学校分校との連携を強化するとともに、本市におけるインクルーシブ教育システムの推進に努めるほか、市内の小・中学校の特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な支援に努めます。さらに、保護者及び教職員に対しても、相談・助言を充実していきます。

加えて、幼児の就学相談をはじめ庁内外の関係機関との連携を密にし、特別支援教育にかかる幼児期から学齢期終了までの一貫した相談支援の充実に努めます。

(5) 特別支援教育に関する情報ネットワークの充実

特別支援教育に関する情報をホームページに掲載する等、教職員をはじめ保護者、地域住民が情報を共有し、活用できるようにします。また、開発した教材・教具を共有したり、特別支援教育に関する資料等が閲覧したりできるよう、体制の整備を進めます。

(6) 関係部局との連絡調整

障害のある児童生徒については、就学相談をはじめ様々な面で関係部局との連携が必要です。具体的には、学校指導課、保育幼稚園課、障害福祉課、福祉健康センター、児童相談所があります。特別支援教育における関係部局のネットワークについては、教育と福祉の連携を図る金沢市教育プラザが中心となり、その機能の充実に努めます。

6 特別支援教育の啓発と関係団体との協力・協働に努めます

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現のために、特別支援教育の現状や指針の内容について保護者や地域に向け積極的に発信します。また、特別支援教育の推進に当たっては、関係団体とも協力・協働することに努めます。

(1) 障害のある児童生徒への理解

障害のある児童生徒が、集団の一員として主体的に安心して生活できるようにするためには、周囲の児童生徒との関わり合いを通じた相互理解や人間関係づくりが重要です。そのために、人権に配慮しながら、温かい人間関係を大切にした学級経営を行うように努めます。また、各教科等の教育活動を通して、発達段階に応じた指導を行い、共生社会の実現に向けた意識が高まるよう努めます。金沢市教育委員会は、学校訪問や連絡会（研修会）等で、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現の重要性を指導・助言することに努めます。

(2) 保護者・地域住民への啓発

学校は、特別支援教育や障害等について、保護者と一緒に子供についての理解を深めていける関係づくりに努めます。また、学校便りやPTA活動等を通し、特別支援教育についての理解と協力が進むよう啓発します。

また、金沢市教育委員会は、広報誌等を利用し特別支援教育について啓発することに努めます。

(3) 関係団体との協力・協働

金沢市教育委員会は、児童生徒一人ひとりの支援を充実させるため、障害のある人やその家族が自主的に結成し運営している関係団体等との意見交換や、情報提供、教育活動への参画を進める等、協力・協働に努めます。

7 共に学ぶ学校環境の整備に努めます

障害のある児童生徒が共に学ぶため学校施設のバリアフリー化や、児童生徒の実態に応じた適切な教材の整備、特別支援教育支援員等の人的支援等、障害の状態に応じた教育を実施する上で必要とする基礎的環境整備^[注19]の充実に努めます。

また、障害のある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、通常の学級や通級による指導、特別支援学級等、連続性のある「多様な学びの場」において、個に応じた指導の充実に努めます。

(1) 教室環境の充実

通級による指導や特別支援学級へのニーズが高まっています。通級指導教室及び特別支援学級の開設に当たっては、設置校が適切な教室環境について検討するとともに、金沢市教育委員会が指導・助言や基礎的環境整備に努めます。また、必要に応じ、施設のバリアフリー化に努めます。

[注19]基礎的環境整備：「合理的配慮」（P13）の基礎となる環境整備。（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告））

(2) 教材等の充実

特別な支援を必要とする児童生徒に対する教材等については、学校が情報交換や研究に努め、適切に開発・整備及び管理に努めます。

金沢市教育委員会は、必要に応じ教材等の整備を進めるとともに、学校に対して指導・助言を行います。また、デジタル教科書の普及・啓発や、教職員によって開発された教材・教具が共有できるようにする等、金沢市立の小・中学校が共同で有効活用できる環境づくりに努めます。

(3) 特別支援教育支援員派遣事業の充実

金沢市教育委員会は、特別支援教育支援員派遣事業について、各学校の状況に応じて制度の見直しを図りながら、特別な支援を必要とする児童生徒がよりよい支援を受けられるとともに、学校にとってもより活用しやすい制度となるよう改善・充実に努めます。

(4) 医療的ケアのための学校看護師の派遣

金沢市教育委員会は、「金沢市立学校における医療的ケア実施のための学校看護師派遣実施要項」に基づき「医療的ケア実施検討委員会」を開催し、児童生徒の実情に応じた医療的ケアを実施するための学校看護師を派遣しています。日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が安全にまた、安心して学校生活を送ることができるよう努めます。

おわりに

今後の本市の特別支援教育を充実するためには、学校が保護者や関係機関と連携・協力し、本指針の基本方針を充分理解し、学校の実情に応じて、主体的な取組を行っていくことが大切です。

金沢市教育委員会では、こうした取組が一層進むよう、小・中学校の教職員をはじめ、幼稚園・保育所・認定こども園の保育職員や保護者、地域住民に本指針の理解が進むよう啓発に努めるとともに、「ノーマライゼーションプラン金沢」の推進と合わせた、具体的な計画の策定等、学校が必要とする支援の実施に努めていきます。また、学校と保護者・地域住民、関係団体との協力・協働の取組が更に進むよう関係機関とも協議していきます。

なお、本指針を推進していく中で、我が国の教育施策が変化したり、学校の実情等に大きな変動が生じたりした場合は、必要に応じて指針の見直しを行い、よりよい支援につなげていきます。

最後に、本指針の改定に当たり、特別支援教育指針検討委員会の委員の方々、作業部会の部員の方々には熱心な協議をいただき、また、関係団体の方々をはじめ、市民の皆様から幅広いご意見やご提言をいただきましたことを申し添えるとともに、感謝の意を表します。

審 議 経 過

第1回 金沢市特別支援教育指針検討委員会 令和元年10月8日

- 「金沢市特別支援教育指針」の改定について
- 「金沢市特別支援教育指針」の基本的な理念・方針について（概要）
- 特別支援教育に係る国の動向及び本市の現状について
- 「金沢市特別支援教育指針」改定の基本的な方向性について
- 特別支援教育サポートセンター（仮称）について

第2回 金沢市特別支援教育指針検討委員会 令和2年2月27日

- 「金沢市特別支援教育指針」に係る施策推進状況の報告について
- 「施策推進状況調査票」から見えてきた成果や課題について
- 「金沢市特別支援教育指針」改定の基本的な方向性について

関係団体からの意見聴取

石川県私立幼稚園協会	令和2年5月27日
石川県ことばを育む親の会	令和2年5月28日
金沢つながりの会	令和2年6月 1日
石川県発達障害児・者親の会「PAL」	令和2年6月 4日

第3回 金沢市特別支援教育指針検討委員会 令和2年7月30日

- 「金沢市特別支援教育指針」の改定骨子（案）について

パブリックコメントの実施 令和2年8月3日～令和2年9月4日

第4回 金沢市特別支援教育指針検討委員会 令和2年10月1日

- パブリックコメントでの意見について
- 「金沢市特別支援教育指針（改定版）」の最終案について

金沢市特別支援教育指針検討委員会 委員名簿

(敬称略)

金子 劭榮	金沢大学 名誉教授
佐伯 英明	金城大学 社会福祉学部 教授
林 律子	のぞみ小児科医院 院長
横井 透	横井小児科内科医院 院長
大橋 和史	社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会 理事長
佐々木 尚子	金沢エルデの会 会計
松川 千絵	金沢市PTA協議会 副会長
橘 陽子	金沢市立中央小学校（芳齋分校） 校長
才鷹 浩子	金沢市立小将町中学校（特学分校） 校長
中村 健司	金沢市立額小学校 校長
沖田 拓	金沢市立新神田小学校 校長
杉林 秀晃	金沢市障害福祉課事業者管理係長
熊谷 有紀子	金沢市教育プラザ学校教育センター 所長
宝島 静香	金沢市教育プラザ幼児教育センター発達相談係長
長澤 裕子	金沢弁護士会 弁護士

令和元年度委員（第1回、第2回 指針検討委員会参加）

谷内 きみ枝	前金沢市PTA協議会 副会長
今村 外志美	金沢市立戸板小学校 校長 前金沢市立中央小学校（芳齋分校） 校長
瀬谷 浩	金沢市立兼六中学校 校長 前金沢市立小将町中学校（特学分校） 校長
山岸 茂義	金沢市立中央小学校 教頭 前金沢市立押野小学校 教頭
和田 真喜子	前金沢市教育プラザこども総合相談センター 所長補佐

作業部会

中村 健司	金沢市立額小学校 校長
沖田 拓	金沢市立新神田小学校 校長
山岸 茂義	金沢市立中央小学校 教頭
山崎 麻子	金沢市立押野小学校 教諭

今年はオンラインで開催!

金沢市公民館連合会創立70周年記念 第58回 金沢市公民館大会

公民館フェア“楽集”

2021年2月21日(日)

公式HP URL : <https://www.kouminkan-fair.com>

公開期間 令和3年2月21日(日)～令和3年3月31日(水)
事前公開：令和3年1月22日(金)

視聴方法 インターネットに接続できる電子機器が必要
パソコン、スマホなどから視聴できます。

映像・画像
一斉配信!



公式HP QRコード

式典・表彰式

9:30～10:15

中央公民館彦三館から YouTube Live中継!

創作作品展

8:30～

地区公民館 60館 金沢市公民館視聴覚広報委員会
中央公民館自主グループ 4団体 動画放映「作品づくりに取り組む」

金沢市公民館連合会
創立70周年記念
公民館PR動画公開

——【公開日】——
令和3年2月21日(日)8:30
公式ホームページ

コーラスフェスティバル

11:00～

コーラス・ちさか (千坂公民館)	ヴォーチ・アミーケ (長田町公民館)
コール「若葉」 (薬師谷公民館)	コール・さくら (大徳公民館)
コーラスグループ・すみれ (小立野公民館)	コーラス白もくれん (額公民館)
アンサンブル リリオム (中村町公民館)	金沢市中央公民館合唱団 (中央公民館)
新堅町ボイストレーニングクラブ (新堅町公民館)	金沢市民合唱団 (中央公民館)
芳齋女声コーラス (芳齋公民館)	高砂合唱クラブ (中央公民館)

参加型コーラスイベント「Zoomで歌おう」13:00～

参加者募集：令和3年1月22日(金)～ イベント内容・応募方法は、金沢市公民館大会・
公民館フェア“楽集”公式ホームページをご覧ください。

主催 金沢市公民館フェア実行委員会・金沢市教育委員会
お問い合わせ 金沢市中央公民館 TEL 220-2462 FAX 220-2461
メールアドレス：cyuuou_hon@city.kanazawa.lg.jp